

5 健康局

(1) 医療政策課 事業体系

「(新)」は新規事業、「(単)」は単独事業、
 「【地震】」は熊本地震からの創造的復興関係事業、
 「【コロナ】」は新型コロナウイルス感染症関係事業、
 「【豪雨】」は令和2年7月豪雨復旧・復興関係事業、
 「【喫緊】」は基本方針関係事業を表す

頁

医療、介護を支える人材の確保

医師確保総合対策

— 熊本県地域医療対策協議会の運営(単)	177
— 地域医療支援センター事業(単)	177
— 女性医師支援事業(地域医療支援センター事業)(単)	177
— 寄附講座開設事業(単)	177
— 医師修学資金貸与事業(単)	178
— 医師の無料職業紹介制度(ドクターバンク)事業	178
— 医師・臨床研修医確保対策事業(単)	178
— (新)医師少数区域等における勤務医師のキャリア形成支援事業	178
— 産科医・新生児科医等確保事業(単)	179

看護職員確保対策

— 看護師養成所等運営費補助事業(単)	179
— ナースセンター事業(単)【喫緊】	179
— 看護教員等継続教育推進事業(単)【喫緊】	180
— 看護師等修学資金貸与事業(単)	180
— 病院内保育所運営事業(単)【喫緊】	180
— 新人看護職員研修事業(単)【喫緊】	181
— 地域保健関係職員等研修事業(単)	181
— 在宅医療に係る特定行為看護師等養成支援事業(単)【喫緊】	181
— 医療従事者勤務環境改善施設・設備整備事業(単)【喫緊】	182
— 医療従事者宿舍施設整備事業(単)【喫緊】	182
— 病院内保育所施設整備事業(単)【喫緊】	182
— 医療依存度の高い患者の在宅療養に関わる看護職支援事業(単)【喫緊】	182
— 看護学生の県内定着促進事業(単)	183
— 高校生の一泊看護体験・看護学生体験等を通じた啓発事業(単)	183
— 外国人看護師候補者就労研修支援事業	183

医療体制の充実・強化	新型コロナウイルス感染症対策	入院医療機関病床確保支援事業【コロナ】	183
		入院医療機関設備整備支援事業【コロナ】	184
		医療従事者派遣体制確保事業【コロナ】	184
		新型コロナウイルス感染症対策推進事業【コロナ】	184
		外国人患者受入環境整備事業【コロナ】	185
		(新)新型コロナウイルス感染防止遠隔医療推進事業【コロナ】	185
		(新)潜在保健師等人材バンク事業【コロナ】	185
		(新)看護師等卒後フォローアップ研修事業【コロナ】	185
	地域医療構想の推進	地域医療構想推進事業(単)	186
		病床機能分化・連携推進事業(単)	186
		療養病床転換助成事業	186
		病床機能再編支援事業	186
	へき地医療対策	へき地医療施設運営費補助事業	187
		へき地医療施設・設備整備費補助事業	187
		御所浦医療提供体制強化支援事業(単)	187
		自治医科大学負担金(単)	187
	救急・災害医療対策	救命救急センター運営事業	188
		救急患者退院コーディネーター事業	188
		ヘリ救急医療搬送体制推進事業	188
		災害医療対策事業	189
(新)夜間安心医療電話相談事業		189	
小児・周産期医療対策	小児医療対策事業	190	
	周産期医療対策事業	190	
脳卒中・急性心筋梗塞対策	脳卒中等医療推進事業(単)	191	
歯科医療対策	歯科医療確保対策事業(単)	191	
	回復期医科歯科病診連携推進事業(単)	191	
	障がい児・者歯科医療提供体制強化事業(単)	191	
医療提供体制の向上・医療安全対策	医療施設等施設・設備整備費	192	
	(新)医療施設浸水対策事業	192	
	有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業	192	
	地域医療等情報ネットワーク基盤整備事業(単)	192	
	医療勤務環境改善支援センター事業(単)【喫緊】	193	
	(新)地域医療勤務環境改善体制整備事業(単)【喫緊】	193	
	医療安全対策事業(単)	193	
医療機能情報提供事業	193		

熊本県地域医療対策協議会の運営(単)

(事業開始年度：平成19年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金)
令和3年度予算額	4,200千円	(根拠法令等) 医療法第30条の23 熊本県地域医療対策協議会設置要綱	
令和2年度予算額	4,200千円		

<目的>

総合的な医師確保対策に関する協議を行うため、大学、医師会、公的医療機関、行政等を構成員とする熊本県地域医療対策協議会を開催する。

<事業内容>

協議会を開催し、地域における医療機関の連携体制、医師の効果的な確保・配置対策の協議を行う。

地域医療支援センター事業(単)

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	県(委託先:熊本大学)	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金)
令和3年度予算額	46,787千円	(根拠法令等) 医療法第30条の23 医療法第30条の25 医療介護総合確保推進法第4条 熊本県地域医療支援機構設置要綱	
令和2年度予算額	46,787千円		

<目的>

医師の地域偏在の解消のため、県内における医師不足の状況等を把握・分析し、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足医療機関の医師確保の支援等を行う。

<事業内容>

医師不足の状況等の把握・分析、医師不足医療機関の支援、地域医療を志す医学生及び地域医療に従事する医師のキャリア形成支援、求人・求職の情報発信、県内外の医師や医学生からの相談対応等を行う。

女性医師支援事業(地域医療支援センター事業)(単)

(事業開始年度：平成22年度)

実施主体	事業1:県(委託先:熊本大学) 事業2:県(委託先:熊本市医師会)	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金)
令和3年度予算額	10,080千円	(根拠法令等) 医療法第30条の23 医療法第30条の25 医療介護総合確保推進法第4条	
令和2年度予算額	10,209千円		

<目的>

女性医師の離職防止及び復職支援を図る。

<事業内容>

事業1 講習会・冊子等による情報提供、復職支援コーディネーターによる相談対応等を行う。

事業2 講習会等参加時の無料一時保育サービスを提供する。

寄附講座開設事業(単)

(事業開始年度：平成28年度)

実施主体	熊本大学	負担割合	別記(事業ごとに記載)
令和3年度予算額	240,000千円	(根拠法令等) 医療法第30条の23	
令和2年度予算額	240,000千円		

<目的>

地域内の医療機関間の連携強化及び圏域における医療機能向上のための調査・研究

<事業内容>

- 地域医療連携ネットワーク実践学寄附講座(負担割合:県10/10(地域医療介護総合確保基金))
熊本県地域医療連携ネットワーク構築のため、医師派遣を通じた熊本県地域医療拠点病院の医療機能向上、地域内の医療機関間の連携強化、新専門医制度を踏まえた医師修学資金貸与医師や自治医科大学卒業医師への支援及び圏域における医療機能の向上を図るための調査・研究等を行う。
- 地域医療・総合診療実践学寄附講座(負担割合:県3/4(地域医療介護総合確保基金)、市町村1/4)
地域医療に関する卒前からの継続的な教育、総合診療(専門)医の育成や地域の医療機関における診療支援に関する研究を行う。

医師修学資金貸与事業①

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10 (地域医療介護総合確保基金)
令和3年度予算額	57,407千円	(根拠法令等) 医療法第30条の23 医療介護総合確保推進法第4条 熊本県医師修学資金貸与条例	
令和2年度予算額	69,175千円		

<目的>

地域医療を担う医師を養成する。

<対象>

熊本大学医学部生：推薦入試（地域枠）で入学した者（定員5名）

<事業内容>

知事が指定する病院等で一定以上の期間従事することを返還免除の要件とする修学資金を貸与する。

- 1 第1号被貸与者(入学後(編入学、転入学を除く)1年以内に被貸与者となった者)：貸与期間の1.5倍の期間
- 2 第2号被貸与者(編入学・転入学後に被貸与者となった者、入学後1年を経過した後に被貸与者となった者)：貸与期間に3年を加えた期間

医師の無料職業紹介制度(ドクターバンク)事業

(事業開始年度：平成20年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	千円	(根拠法令等) 医療法第30条の23 へき地保健医療対策等実施要綱(H30.3.29医政発0329第12号) 医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱(H30.11.30厚生労働省発医政1130第2号)	
令和2年度予算額	千円		

<目的>

地域医療への従事を希望する医師と地域の医療機関のマッチングの促進を図る。

<事業内容>

医師及び医師を募集する医療機関を登録し、医師への職業あっ旋を行う。

医師・臨床研修医確保対策事業②

(事業開始年度：平成19年度)

実施主体	事業1：県 事業2：県(委託先：熊本大学)	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金)
令和3年度予算額	16,973千円	(根拠法令等) 医療法第30条の23 医療介護総合確保推進法第4条 臨床研修費等補助金交付要綱(H27.6.22医政発0622第7号)	
令和2年度予算額	17,223千円		

<目的>

県内における臨床研修医の確保を図る。

<事業内容>

- 1 地域医療を紹介するホームページ等により、全国の医師・医学生に対して本県の魅力を発信し、県内での就業・定着につなげるとともに、臨床研修病院合同説明会への参加や広報誌等の作成により、県内外の医学部生等へ情報発信をし、臨床研修医の確保を図る。
- 2 臨床研修医の指導を行う指導医を養成して、臨床研修の充実を図る。

③医師少数区域等における勤務医師のキャリア形成支援事業

(事業開始年度：令和3年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2、医療機関1/2
令和3年度予算額	1,750千円	(根拠法令等) 医療法第5条の2 認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業実施要綱(R2.7.9医政発第0709第4号) 医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱(H30.11.30厚生労働省発医政1130第2号)	
令和2年度予算額	0千円		

<目的>

県内の医師少数区域等における医師の確保を図る。

<事業内容>

医師少数区域等に所在する病院又は診療所が行う認定医師(医療法第5条の2)のキャリア形成支援に要する経費(研修受講料、旅費、図書購入費)の助成。

産科医・新生児科医等確保事業①

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	別記（事業ごとに記載）	負担割合	別記（事業ごとに記載）
令和3年度予算額	46,830千円	(根拠法令等) 医療法第30条の23 医療介護総合確保推進法第4条 熊本県産科医等育成事業費補助金交付要領 熊本県新生児医療担当医(新生児科医)確保事業費補助金交付要領	
令和2年度予算額	49,225千円		

<目的>

産科医及びNICU担当医等の処遇を改善し、その確保を図る。

<事業内容>

- 産科医等育成事業（実施主体：日本産婦人科学会が指定する卒後研修指導施設、負担割合：県1／3、事業者2／3）
将来の産科医療を担う医師養成を図るため、臨床研修終了後の専門的な研修において、産科を選択する医師に対して研修医手当を支給する医療機関に対して助成する。
- 産科医等確保支援事業（実施主体：県内分娩取扱医療機関、負担割合：県1／3、事業者2／3）
産科医及び助産師に分娩取扱医療機関が支給する分娩手当に対して助成する。
- 新生児医療担当医（新生児科医）確保事業（実施主体：医療機関、負担割合：県1／3、事業者2／3）
NICU医療機関が支給する新生児担当医手当等に対して助成する。
- 産科医・小児科医増加促進事業（（1）実施主体：熊本大学、負担割合：県1／2、（2）実施主体：県）
（1）産科、小児科を選択する医学生及び卒後研修生に対し、学会等への参加費用を助成する。
（2）県外の産科医、小児科医を本県に誘致するためのリクルート活動を行う。

看護師養成所等運営費補助事業①

(事業開始年度：昭和45年度)

実施主体	看護師等養成所	負担割合	県10／10(地域医療介護総合確保基金)
令和3年度予算額	223,579千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 熊本県看護師等養成所運営費補助金交付要領	
令和2年度予算額	225,007千円		

<目的>

看護師等養成所における教育内容の充実を図り、質の高い看護職員を養成する。

<事業内容>

看護師等養成所を運営する学校法人や一般社団法人等に対して、人件費・教材費等の経費を助成する。

ナースセンター事業①【喫緊】

(事業開始年度：平成4年度)

実施主体	県(委託先：熊本県看護協会)	負担割合	県10／10(地域医療介護総合確保基金)
令和3年度予算額	38,244千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 看護師等の人材確保の促進に関する法律	
令和2年度予算額	38,670千円		

<目的>

医療機関等における看護職員の確保や看護に関する普及啓発、在宅医療の推進等を図る。

<事業内容>

- ナースバンク事業：就業希望者の登録、無料職業紹介、看護に関する普及啓発、離職看護職員の届出等
- 訪問看護支援事業：訪問看護相談
- 潜在看護職員再就業研修支援事業：潜在看護職員を対象とした定期的な再就業支援に関する研修会の実施

看護教員等継続教育推進事業①【喫緊】

(事業開始年度：事業1-平成12年度、事業2-平成6年度)

実施主体	別記(事業ごとに記載)	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金)
令和3年度予算額	3,876千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン(H27.3.31医政発0331第21号) 保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱(H27.1.6医政発0106第2号)	
平成2年度予算額	4,695千円		

<目的>

医療の高度化・専門化に対応した教育内容の充実によって、看護教員及び実習指導者等の質の向上を図る。

<事業内容>

- 1 看護教員継続教育研修事業(実施主体：県)
カリキュラム改正に対応した教育の実施や看護教員の成長段階別研修を実施する。
- 2 実習指導者養成講習会事業(実施主体：県(委託先：熊本県看護協会))
看護学生の実習指導者を養成し、看護教育の充実を図るため、実習指導者が学生指導に必要な知識・技術を習得するための講習会を開催する。(年1回開催 期間：40日間、定員50人程度)
- 3 公衆衛生看護実習指導者研修(実施主体：県)
保健師学生の自習を受け入れている県及び市町村の保健師を対象とした研修(実施主体：県)
- 4 圏域看護連携強化推進事業
地域において安心・安全で質の高い看護サービスを提供するために、各圏域での看護職員の資質向上と連携推進を図るための事業

看護師等修学資金貸与事業①

(事業開始年度：昭和37年度)

実施主体	県	負担割合	一般枠：県10/10 地域枠等：県10/10(地域医療介護総合確保基金)
令和3年度予算額	66,070千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 熊本県看護師等修学資金貸与条例等	
令和2年度予算額	66,337千円		

<目的>

県内の医療機関等に就業する保健師、助産師、看護師及び准看護師の確保・定着を図る。

<事業内容>

看護師等学校養成所に在学する者の修学を容易にし、県内定着を図るため、県内の看護師等の確保が困難な施設等に一定期間従事すれば返還が免除される修学資金を貸与する。

病院内保育所運営事業①【喫緊】

(事業開始年度：昭和49年度)

実施主体	医療機関	負担割合	県2/3(地域医療介護総合確保基金) 事業者1/3
令和3年度予算額	80,207千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 病院内保育所運営事業費補助金交付要領	
令和2年度予算額	80,628千円		

<目的>

病院内保育所の運営を支援することにより、子育て世代の医療従事者の離職防止及び再就業の促進を図る。

<事業内容>

病院内保育施設の運営に必要な経費を助成する(保育料、保育児童数、保育時間及び保育士数等が所定の要件を満たす場合、保育士等の人件費相当分の運営費を助成する。)

新人看護職員研修事業①【喫緊】

(事業開始年度：平成22年度)

実施主体	1 医療機関 2 県(委託先：熊本県看護協会)	負担割合	別記(事業ごとに記載)
令和3年度予算額	5,368千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 保健師助産師看護師法 看護師等の人材確保の促進に関する法律 新人看護職員研修事業費補助金交付要領	
令和2年度予算額	6,994千円		

<目的>

新人看護職員の早期離職防止、医療安全の確保のため、全ての新人看護職員が1年間のOJTを計画的に受けられるように、地域の医療機関等の新人看護職員研修体制整備を支援するとともに、研修責任者等研修を実施する。

<事業内容>

- 1 新人看護職員等受入研修事業(負担割合：県1/2(地域医療介護総合確保基金)、事業者1/2)
他の医療機関の新人看護職員、再就業看護職員等を受け入れて研修を実施する病院の研修に要する費用を助成する。
- 2 研修責任者等研修事業(負担割合：県10/10(地域医療介護総合確保基金))
研修責任者等がガイドラインに示されている新人看護職員研修の実施に必要な能力を習得し、適切な研修実施体制を確保する。

地域保健関係職員等研修事業②

(事業開始年度：平成6年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	1,292千円	(根拠法令等) 地域保健法、地域保健対策の推進に関する基本的な指針	
令和2年度予算額	1,485千円		

<目的>

地域の実情に応じた保健活動が行えるよう新任保健師に対する現任教育や、派遣研修等を通じて、これからの地域保健を担う人材の育成及び資質の向上を図る。

<事業内容>

- 1 保健師階層別研修
- 2 保健師派遣研修事業
- 3 保健師現任教育
- 4 保健師学生等実習指導

在宅医療に係る特定行為看護師等養成支援事業③【喫緊】

(事業開始年度：平成28年度)

実施主体	医療機関	負担割合	県1/2(地域医療介護総合確保基金)、事業者1/2
令和3年度予算額	23,994千円	(根拠法令等) 保健師助産師看護師法 看護師等の人材確保の促進に関する法律 在宅医療に係る特定行為看護師等養成支援事業補助金交付要領	
令和2年度予算額	24,086千円		

<目的>

医療の高度化に伴い、専門性の高い看護職員が求められていることに加え、団塊の世代が75歳に達する2025年に備え、在宅医療のニーズが高まっていることから、特定の分野、とりわけ在宅において熟練した技術と知識を用いた看護を実践する認定看護師等の育成を推進する。

<事業内容>

在宅分野に係る認定看護師等の資格取得及び特定行為研修の受講等に要した費用や資格取得に必要な期間の代替職員の人件費を助成する。

医療従事者勤務環境改善施設・設備整備事業(単)【喫緊】

(事業開始年度：平成14年度)

実施主体	医療機関	負担割合	県1 / 3 (地域医療介護総合確保基金) 事業者2 / 3
令和3年度予算額	10,659千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条	
令和2年度予算額	3,997千円	医療従事者勤務環境改善施設・設備整備事業費補助金交付要領	

<目的>

医療従事者が働きやすい合理的な病棟づくりなど勤務環境改善整備を支援することにより、医療従事者の離職防止を図る。

<対象>

- 1 業務見直し改善検討委員会等を設置し、業務の改善に積極的に取り組んでいる病院
- 2 院内研修等独自に離職防止対策を実施している病院

<事業内容>

- 1 施設整備事業
病院の処置室、カンファレンスルーム、仮眠室及びナースステーション等の拡張や新設により医療従事者が働きやすい合理的な病棟づくりとするための施設整備事業
- 2 設備整備事業
医療従事者の業務省力化につながる設備・システムや機器等の導入に係る設備整備事業

医療従事者宿舎施設整備事業(単)【喫緊】

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	医療機関	負担割合	県1 / 3 (地域医療介護総合確保基金) 事業者2 / 3
令和3年度予算額	9,295千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条	
令和2年度予算額	70,340千円	医療従事者宿舎施設整備事業費補助金交付要領	

※令和2年度予算額の欄には、令和元年度2月補正予算額(全額繰越：15,719千円)を含む。

<目的>

医療従事者の離職防止対策の一環として、医療従事者宿舎の個室整備を行うことにより、医療従事者の定着促進を図る。

<事業内容>

医療従事者宿舎の個室整備に伴う新築、増改築又は改修に要する工事費等に対して助成する。

病院内保育所施設整備事業(単)【喫緊】

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	医療機関	負担割合	県1 / 3 (地域医療介護総合確保基金) 事業者2 / 3
令和3年度予算額	8,450千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条	
令和2年度予算額	0千円	病院内保育所施設整備事業費補助金交付要領	

<目的>

病院内保育所の施設整備を支援することにより、子育て世代の医療従事者の離職防止及び再就業の促進を図る。

<事業内容>

病院内保育所の新築・定員増を伴う増改築又は改修に要する工事費等に対して助成する。

医療依存度の高い患者の在宅療養に関わる看護職支援事業(単)【喫緊】

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	熊本大学病院	負担割合	県10 / 10 (地域医療介護総合確保基金)
令和3年度予算額	3,000千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条	
令和2年度予算額	3,000千円	看護師等の人材確保の促進に関する法律	

<目的>

医療依存度の高い患者に対して、質の高い看護実践を行うための相談・研修体制を整備する。

<事業内容>

急性期から在宅療養を目的に移行した医療依存度の高い患者に係る医療機関や、訪問看護ステーション等に従事する看護職の支援(相談窓口の開設、研修等)に要する経費に対して助成する。

看護学生の県内定着促進事業^(単)

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	看護師等学校養成所	負担割合	県10/10 (地域医療介護総合確保基金)
令和3年度予算額	2,590千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 看護学生県内定着促進事業費補助金交付要領	
令和2年度予算額	3,000千円		

<目的>

看護学生の県内定着を促進するため、看護師等学校養成所の取組を支援し、県内看護職員の確保を図る。

<事業内容>

看護師等学校養成所が行う看護学生の県内定着促進に係る経費に対して助成する。

高校生の一日常護体験・看護学生体験等を通じた啓発事業^(単)

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	県(委託先：熊本県看護協会)	負担割合	県10/10 (地域医療介護総合確保基金)
令和3年度予算額	1,642千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 看護師等の人材確保の促進に関する法律	
令和2年度予算額	1,860千円		

<目的>

高校生に、実際の看護の体験や、看護学生の体験を通して看護の心を理解してもらうことにより、看護職を志望する者の掘り起こしを図る。

<事業内容>

看護に関心がある県内高校生を対象に、病院等における一日常護体験及び看護師等学校養成所における一日常護学生体験を実施する。また、看護職による中学・高校生向け出前講座及び進路指導担当者向け説明会を実施する。

外国人看護師候補者就労研修支援事業

(事業開始年度：平成29年度)

実施主体	医療機関	負担割合	国10/10 (69.5万円を上限とし、残りは事業者負担)
令和3年度予算額	695千円	(根拠法令等) 医療提供体制推進事業費補助金交付要綱(H30.5.30厚生労働省発医政0530第6号) 看護職員確保対策事業等実施要綱(H30.3.30医政発0330第18号) 外国人看護師候補者就労研修支援事業費補助金交付要領	
令和2年度予算額	1,390千円		

<目的>

経済連携協定(EPA)に基づき入国する外国人看護師候補者が、日本で就労する上で必要なる日本語能力の習得及び外国人看護師候補者を受け入れる医療機関の研修支援体制の充実を図る。

<事業内容>

外国人看護師候補者を受け入れる医療機関に対し、日本語習得及び就労研修支援に要する経費を助成する。

新型コロナウイルス感染症入院医療機関病床確保支援事業【コロナ】

(事業開始年度：令和元年度)

実施主体	県	負担割合	国10/10 (緊急包括支援交付金)
令和3年度予算額	18,300,644千円	(根拠法令等) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)交付要綱 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)実施要綱	
令和2年度予算額	21,251,331千円		

<目的>

新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床を確保することで、蔓延期等における医療提供体制の整備と感染拡大防止に資する。

<事業内容>

新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる医療機関の病床確保に要する経費に対する助成。

新型コロナウイルス感染症入院医療機関設備整備支援事業【コロナ】

(事業開始年度：令和2年度)

実施主体	県	負担割合	国10/10 (緊急包括支援交付金)
令和3年度予算額	300,000千円	(根拠法令等) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分) 交付要綱 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分) 実施要綱	
令和2年度予算額	1,686,641千円		

<目的>

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関において、人工呼吸器や個人防護服、簡易陰圧装置等の設備整備に対する助成を行い、患者の生命を守る入院医療提供体制の確保に資する。

<事業内容>

新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる医療機関の設備整備に対する助成。

新型コロナウイルス感染症医療従事者派遣体制確保事業【コロナ】 (事業開始年度：令和2年度)

実施主体	県	負担割合	国10/10 (新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金)
令和3年度予算額	200,000千円	(根拠法令等) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱 (R2.4.30医政発0430第5号) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分) 交付要綱 (R2.8.5厚生労働省発医政0805第1号)	
令和2年度予算額	200,000千円		

<目的>

新型コロナウイルス感染症に対応した医療提供体制の確保を図る。

<事業内容>

新型コロナウイルス感染症の入院受入医療機関等に対して医療従事者を派遣する医療機関への派遣費用の助成。

- 1 新型コロナウイルス重症患者を受け入れる医療機関へ専門の医療従事者を派遣する医療機関に対する派遣費用の助成。
- 2 医療機関に勤務する医師が、感染(疑い含む)し、診療ができなくなった場合に、代替医師を派遣する医療機関に対する派遣費用の助成。
- 3 新型コロナウイルス感染症が増加した場合に、地域で維持する必要がある救急等の医療機能を継続するために医療従事者を派遣する医療機関への助成。

新型コロナウイルス感染症対策推進事業【コロナ】

(事業開始年度：令和2年度)

実施主体	県	負担割合	国10/10 ((新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金)
令和3年度予算額	34,480千円	(根拠法令等) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分) 交付要綱 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分) 実施要綱	
令和2年度予算額	34,714千円		

<目的>

新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の構築を行うとともに、関係医療機関相互の連絡調整を行う。また、県調整本部で患者の入院調整を行うことで、医療従事者の負担軽減と、安全な医療提供を行う。

<事業内容>

- 1 新型コロナウイルス感染症対策熊本県調整本部及び本部サテライトの運営費
- 2 新型コロナウイルス感染症対策に係る実務者会議の開催
- 3 調整本部メンバーの参集に係る経費

外国人患者受入環境整備事業【コロナ】

(事業開始年度：令和2年度)

実施主体	医療機関	負担割合	国10/10 ((新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金)
令和3年度予算額	50,000千円	(根拠法令等) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)交付要綱 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)実施要綱	
令和2年度予算額	100,000千円		

<目的>

新型コロナウイルス感染症患者等の入院医療を提供する医療機関における新型コロナウイルス感染症患者等である外国人について、院内での感染拡大を防ぎながら、多様な言語や宗教・文化的背景への配慮等外国人特有の課題に対応した入院治療・療養が可能な体制を整備し、適切な入院治療・療養が提供される環境を確保する。

<事業内容>

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関に対して、外国人患者受入に要する費用を助成する。

新型コロナウイルス感染防止遠隔医療推進事業【コロナ】

(事業開始年度：令和3年度)

実施主体	医療機関	負担割合	国1/2 事業者1/2
令和3年度予算額	10,000千円	(根拠法令等) 医療施設等設備整備費補助金交付要綱(R2.7.17厚生労働省発医政0717第3号)	
令和2年度予算額	0千円		

<目的>

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、感染症対策としての遠隔医療の推進が求められているため、遠隔医療(遠隔病理診断・遠隔画像による診断及び助言・在宅患者に対する遠隔医療)の実施に必要なコンピューター機器等の設備整備に対し助成する。

<事業内容>

遠隔医療の実施に必要なコンピューター機器、通信機器等の設備整備費に対し助成する。

潜在保健師等人材バンク事業【コロナ】

(事業開始年度：令和3年度)

実施主体	県	負担割合	県1/2 国1/2
令和3年度予算額	1,671千円	(根拠法令等) 保健所に係る「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」について(R2.9.25健健発0925第1号、健感発0925第1号、総財調第25号)	
令和2年度予算額	0千円		

<目的>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大時に、迅速に保健所業務を担う人材を派遣する体制を整備する。

<事業内容>

潜在保健師等人材バンクの整備・保健所業務に必要な研修等を行う。

看護職等卒後フォローアップ研修事業【コロナ】

(事業開始年度：令和3年度)

実施主体	看護師等学校養成所	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	4,320千円	(根拠法令等) 令和3年度新型コロナウイルスの影響に係る看護職員卒後フォローアップ研修事業費補助金交付要綱 看護職員確保対策事業等実施要綱(R3.5.21医発0521第11号)	
令和2年度予算額	0千円		

<目的>

令和3年度の新卒看護職を対象に、学生時の臨地実習不足を補完するための研修を実施し、リアリティショックによる早期離職防止を図る。

<事業内容>

急性期・回復期・在宅等の各領域における体験型の研修の実施に必要な経費について助成する。

地域医療構想推進事業 (単)

(事業開始年度：平成29年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	17,068千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	20,627千円	医療法第30条の14	

<目的>

「熊本県地域医療構想」(平成29年3月策定)に基づき、患者の状態に応じた質の高い医療を地域の関係者が連携することによって効率的に提供できる体制づくりを進める。

<事業内容>

- 1 医療法第30条の14の規定に基づき、県単位と構想区域ごとに「地域医療構想調整会議」を設置・運営する。
- 2 地域医療構想アドバイザーの活動を支援し、県主催の地域医療構想研修会を開催する。

病床機能分化・連携推進事業 (単)

(事業開始年度：平成28年度)

実施主体	病院、診療所、研修実施団体	負担割合	県1/2 (地域医療介護総合確保基金) 事業者1/2
令和3年度予算額	279,277千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	312,700千円	医療介護総合確保推進法、医療法	

<目的>

医療介護需要が最大となる2025年に向け、医療機能に見合った資源の効果的かつ効率的な配置を促し、急性期から回復期、慢性期までの患者の状態に見合った病床で、より良質な医療サービスを受けられる体制を作る。

<事業内容>

- 1 2025年に不足が見込まれる病床機能への転換を行う医療機関又は病床再編を行う複数の医療機関が実施する施設及び設備の整備費に対する助成。
- 2 回復期の病床機能を有する医療機関が実施する医療機器等の購入費への助成及び同機能を有する医療機関の医療従事者を対象にした研修事業を実施する団体への助成。

療養病床転換助成事業

(事業開始年度：平成20年度)

実施主体	医療機関	負担割合	国10/27 県5/27 支払基金12/27
令和3年度予算額	52,500千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	71,500千円	高齢者の医療の確保に関する法律附則第2条 病床転換助成事業交付金交付要綱	

<目的>

療養病床の介護医療院や介護老人保健施設への転換促進を図る。

<事業内容>

医療療養病床の介護医療院等への転換を行う医療機関が実施する施設整備に対する助成。

病床機能再編支援事業

(事業開始年度：令和2年度)

実施主体	県	負担割合	国10/10
令和3年度予算額	270,000千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	500,000千円	医療法第30条の14 病床機能再編支援補助金交付要綱	

<目的>

将来の医療需要等を踏まえ病床の再編や削減を行う医療機関に対する財政支援を実施することで、病床機能の分化連携を推進し、持続可能な医療提供体制の確保を図る。

<事業内容>

地域医療構想調整会議の合意を踏まえて行う医療機関の自主的な病床の削減に対し、削減数に応じた給付金を交付する。

へき地医療施設運営費補助事業

(事業開始年度：昭和32年度)

実施主体	事業1：県 事業2：へき地医療拠点病院 事業3：へき地診療所	負担割合	事業1：国1/2 県1/2 事業2：国1/2 県1/2 事業3：国2/3 市町村1/3
令和3年度予算額	51,311千円	(根拠法令等) へき地保健医療対策等実施要綱 (H30.3.29医政発0329第12号) 医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱 (H30.11.30厚生労働省発医政1130第2号)	
令和2年度予算額	49,283千円		

<目的>

へき地における医療の確保を図る。

<事業内容>

- 1 熊本県へき地医療支援機構運営によるへき地医療対策の各種事業（①医師育成・確保、②へき地診療所への医師派遣の調整、③へき地医療従事者への支援・研修の実施）、へき地保健医療対策に関する協議会運営及びドクターバンク運営を実施する。
- 2 へき地医療拠点病院の運営に対して助成する。
- 3 へき地診療所の運営に対して助成する。

へき地医療施設・設備整備費補助事業

(事業開始年度：昭和54年度)

実施主体	事業1：へき地医療拠点病院 事業2：へき地診療所	負担割合	事業1：国1/2 県1/2 事業2：国1/2 市町村1/2
令和3年度予算額	78,697千円	(根拠法令等) へき地保健医療対策等実施要綱 (H30.3.29医政発0329第12号) 医療施設等設備整備費補助金交付要綱 (H30.5.10厚生労働省発医政0510第5号)	
令和2年度予算額	61,267千円		

<目的>

へき地における医療の確保を図る。

<事業内容>

- 1 へき地医療拠点病院の施設及び設備整備に対して助成する。
- 2 へき地診療所の施設及び設備整備に対して助成する。

御所浦医療提供体制強化支援事業（御所浦地域振興策）単

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	天草市	負担割合	別記（事業ごとに記載）
令和3年度予算額	165,157千円	(根拠法令等) 医療法第30条の23 医療法第30条の25 御所浦地域振興策	
令和2年度予算額	26,622千円		

<目的>

将来にわたる御所浦の医療提供体制の確保を図る。

<事業内容>

- 1 御所浦に勤務する医師に対する研究手当や交通費、医学生受入に係る旅費等に対する補助（負担割合：県10/10）
- 2 御所浦診療所・北診療所及び御所浦北診療所の設備整備等に対する補助。（負担割合：天草市1/2 県1/2）
- 3 御所浦診療所及び歯科診療所の建設に対する補助（負担割合：天草市7/10程度、県3/10程度）

自治医科大学負担金単

(事業開始年度：昭和47年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	131,200千円	(根拠法令等) 全国知事会における負担額の承認	
令和2年度予算額	131,200千円		

<目的>

へき地医療を担う医師の養成を行い、県内のへき地等における医療の確保と向上を図る。

<事業内容>

へき地等の地域医療に従事する医師の養成を目的として、各都道府県が共同出資して設立した自治医科大学の経費を負担する。

救命救急センター運営事業

(事業開始年度：昭和51年度)

実施主体	救命救急センター	負担割合	国 1 / 3 県 1 / 3 事業者 1 / 3
令和3年度予算額	129,192千円	(根拠法令等) 救急医療対策事業実施要綱 (H31.4.18医政発0418第16号) 医療提供体制推進事業費補助金交付要綱 (R2.8.3厚生労働省発医政0803第4号)	
令和2年度予算額	164,010千円		

<目的>

県内の重篤な救急患者の医療を確保するため、三次救急医療体制の充実を図る。

<事業内容>

重篤な救急患者に対応するため、救命救急センターの運営経費を助成する。

救急患者退院コーディネーター事業

(事業開始年度：平成28年度)

実施主体	救命救急センター及び第二次救急医療機関	負担割合	国 1 / 3 事業者 2 / 3
令和3年度予算額	12,964千円	(根拠法令等) 救急医療対策事業実施要綱 (H31.4.18医政発0418第16号) 医療提供体制推進事業費補助金交付要綱 (H30.5.30厚生労働省発医政0530第6号)	
令和2年度予算額	12,964千円		

<目的>

急性期を脱した救急患者の円滑な転床・転院を促進し、救急医療用病床を有効に活用するとともに、医師等の負担を軽減することを目的とする。

<事業内容>

地域の実情に精通した看護師、社会福祉士等の医療従事者を「救急患者退院コーディネーター」として医療機関等に配置する経費を助成する。

ヘリ救急医療搬送体制推進事業

(事業開始年度：平成22年度)

実施主体	別記 (事業ごとに記載)	負担割合	別記 (事業ごとに記載)
令和3年度予算額	256,125千円	(根拠法令等) 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に対する特別措置法 救急医療対策事業実施要綱 (H31.4.18医政発0418第16号) 医療提供体制推進事業費補助金交付要綱 (R2.8.3厚生労働省発医政0803第4号)	
令和2年度予算額	256,247千円		

<目的>

治療開始までの時間短縮や、高次医療機関への迅速な搬送を行うため、防災消防ヘリとドクターヘリが互いの特性を生かした「熊本型」のヘリ救急搬送体制を推進する。

<事業内容>

- ドクターヘリ運営費補助事業 (実施主体：熊本赤十字病院、負担割合：国 1 / 2 県 1 / 2)
ドクターヘリの運航に要する経費を助成する。
- 地域救急医療支援事業 (実施主体：熊本医療センター、負担割合：県 1 / 3 実施主体 2 / 3)
搬送先が決まらない患者の最終受入のための空床確保に要する経費を助成する。

災害医療対策事業

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	別記（事業ごとに記載）	負担割合	別記（事業ごとに記載）
令和3年度予算額	33,190千円		(根拠法令等) 熊本県災害派遣医療チーム（熊本DMAT）運営要綱 災害医療対策事業等実施要綱（H31.4.1厚生労働省医政発0401第18号） 医療介護総合確保推進法第4条 医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱（H30.8.31厚生労働省発医政0831第9号）
令和2年度予算額	37,215千円		

<目的>

災害医療の専門的な訓練を受けた医療チーム（DMAT）を組織するとともに、熊本地震の経験を踏まえ、新たな災害発生への対応に向け、新たな災害発生への対応に向け、災害医療提供体制の充実・強化を図る。

<事業内容>

- DMAT支援事業（実施主体：県、負担割合：県10/10）
熊本DMATの運用計画等を協議する熊本DMAT運営会議等を開催する。
- 災害医療研修強化事業（実施主体：基幹災害拠点病院、負担割合：県10/10（地域医療介護総合確保基金、県（委託先：基幹災害拠点病院）、負担割合：国10/10）
地域災害医療コーディネーター等を対象とした災害医療研修・訓練に要する経費を助成する。
- 災害保健医療機能分化・連携促進事業（実施主体：熊本大学病院、負担割合：県10/10（地域医療介護総合確保基金）
熊本地震時における健康悪化等の検証・解析を通じて、減災、防災体制の構築を行うとともに、災害医療を担う多職種医療人材の連携促進に要する経費を助成する。
- 災害歯科医療研修強化事業（実施主体：熊本県歯科医師会、負担割合：県10/10（地域医療介護総合確保基金）
災害時に実動可能な体制を整備するため、地域において災害歯科医療を担う人材の育成や連携体制を構築するための研修に要する経費を助成する。
- 九州・沖縄ブロックDMAT実動訓練実施事業（実施主体：県、負担割合：県10/10）
本県で大規模災害が発生した想定でDMATの実動訓練を実施し、参集拠点本部の立ち上げや本部運営訓練等を行う。

⑨ 夜間安心医療電話相談事業 ⑨

(事業開始年度：令和3年度)

実施主体	熊本県	負担割合	県4/5（地域医療介護総合確保基金）、市町村1/5
令和3年度予算額	18,533千円		(根拠法令等) 熊本県保健医療計画
令和2年度予算額	0千円		

<目的>

夜間に県民が急な病気やけがをしたときに、夜間の医療機関受診の必要性や応急手当の方法等を相談員がアドバイスすることにより、不安な県民に安心を提供するとともに、上手な医療のかかり方を促すことで救急外来に対応する医療従事者の負担を軽減する。

<事業内容>

夜間に急な病気やケガをした県民に対し、夜間の医療機関受診の必要性や応急手当の方法等について、看護師等が電話相談を実施する。

小児医療対策事業

(事業開始年度：平成14年度)

実施主体	別記（事業ごとに記載）	負担割合	別記（事業ごとに記載）
令和3年度予算額	184,372千円	(根拠法令等)	医療介護総合確保推進法第4条 救急医療対策事業実施要綱（H31.4.18医政発0418第16号） 医療提供体制推進事業費補助金交付要綱（H30.5.30厚生労働省発 医政0530第6号）
令和2年度予算額	184,372千円		

<目的>

小児（救急）医療の確保や医療的ケア児等に対する在宅医療支援体制の構築を図るとともに、NICU（新生児集中治療管理室）等からの円滑な在宅移行を推進する。

<事業内容>

- 小児救急医療拠点病院運営事業（実施主体：熊本市医師会・天草郡市医師会、負担割合：県10/10（地域医療介護総合確保基金））
入院加療を要する重症の小児救急患者を広域で常時受け入れる小児救急医療拠点病院の運営経費を助成する。
- 小児救命救急センター運営事業（実施主体：熊本赤十字病院、負担割合：国1/3 事業者2/3）
診療科領域を問わず、全ての重篤な小児救急患者を受け入れる小児救命救急センターの運営経費を助成する。
- 子ども医療電話相談事業【#8000】（実施主体：県（委託先：熊本県医師会）、負担割合：県10/10（地域医療介護総合確保基金））
子どもを抱える保護者の不安を解消するため、県下全域を対象として、看護師等が、夜間・休日における小児の急病等の電話相談に対応する。
- 小児訪問看護ステーション機能強化事業（実施主体：県（委託先：NPO 法人 NEXTEP）、負担割合：県10/10（地域医療介護総合確保基金））
小児を対象とした訪問看護ステーション向けの相談窓口（熊本県小児訪問看護ステーション相談支援センター）の運営や技術的支援を担う小児在宅支援コーディネーターを配置する。また、小児訪問看護の技術向上等に向けた研修会を開催する。
- 小児医療体制検討会議（実施主体：県、負担割合：県10/10）
小児医療体制の検討を行うため、大学、県下の小児医療機関・消防等の関係者による検討会議を開催する。
- 熊本県小児在宅医療支援センター運営事業（実施主体：熊本大学病院、負担割合：県10/10（地域医療介護総合確保基金））
小児在宅医療に関する相談窓口の運営等を行う熊本大学病院小児在宅医療支援センターの運用経費を助成する。

周産期医療対策事業

(事業開始年度：平成13年度)

実施主体	別記（事業ごとに記載）	負担割合	別記（事業ごとに記載）
令和3年度予算額	119,803千円	(根拠法令等)	周産期医療対策事業等実施要綱（H30.3.29医政発0329第19号） 医療提供体制推進事業費補助金交付要綱（H30.5.30厚生労働省発 医政0530第6号）
令和2年度予算額	75,859千円		

<目的>

周産期医療体制を整備し、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりの推進を図る。

<事業内容>

- 周産期医療協議会の運営（実施主体：県、負担割合：国1/3 県2/3）
周産期医療体制の整備に関する協議を行う熊本県周産期医療協議会及び検討部会の開催
- 周産期医療関係者の育成研修事業（実施主体：県、負担割合：国1/3 県2/3）
周産期医療に従事する医師、助産師、看護師を対象とした専門的な知識や技術を習得するための研修会の開催
- 周産期医療ホットライン事業（実施主体：県、負担割合：国1/3 県2/3）
ドクター間のホットラインで迅速な搬送先を確保するため、周産期母子医療センター（4箇所）及び地域周産期中核病院（6箇所）の産科・小児科に専用携帯電話を配備（計14台）
- 周産期母子医療センター運営事業
(1) 総合周産期母子医療センター運営事業（実施主体：熊本市民病院、負担割合：国1/3 事業者2/3）
(2) 地域周産期母子医療センター運営事業（実施主体：福田病院、負担割合：国1/3 事業者2/3）
- 日中一時支援事業（実施主体：熊本再春医療センター、負担割合：国1/3 実施主体2/3）
高度な医療支援が必要なNICU長期入院児等の在宅移行後のレスパイトケアを担う重症心身障がい児施設等への運営費を助成する。

脳卒中等医療推進事業(単)

(事業開始年度：平成22年度)

実施主体	別記(事業ごとに記載)	負担割合	別記(事業ごとに記載)
令和3年度予算額	1,720千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条	脳卒中地域連携クリティカルパス推進事業補助金交付要領
令和2年度予算額	1,874千円		

<目的>

関係者との協議・検討を通じ、脳卒中と心筋梗塞等の心血管疾患の医療体制を確保するとともに、急性期、回復期、維持期及び在宅等への復帰に係る医療機関等が相互に連携しながら、一連の医療が切れ目なく提供される連携体制を構築するため、地域連携クリティカルパスの普及を図る。

<事業内容>

- 脳卒中等医療推進事業(実施主体：県、負担割合：県10/10)
脳卒中と心筋梗塞等の心血管疾患の医療体制に関する協議を行う脳卒中医療推進検討会議及び心筋梗塞等の心血管疾患医療推進検討会議の開催
- 脳卒中地域連携クリティカルパス推進事業(実施主体：熊本県医師会、郡市医師会、脳卒中急性期拠点医療機関、負担割合：県10/10(地域医療介護総合確保基金))
熊本県内において、脳卒中地域連携クリティカルパスを導入又は運用拡大するために要する経費に対して助成する。

歯科医療確保対策事業(単)

(事業開始年度：昭和54年度)

実施主体	八代歯科医師会	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	385千円	(根拠法令等) 第7次熊本県保健医療計画 第4次熊本県歯科保健医療計画	
令和2年度予算額	385千円		

<目的>

休日の救急歯科医療体制を確保する。

<事業内容>

休日歯科診療事業を行う八代歯科医師会口腔保健センターに対して助成する。

回復期医科歯科病診連携推進事業(単)

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	熊本県歯科医師会	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金)
令和3年度予算額	2,626千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 第7次熊本県保健医療計画 第4次熊本県歯科保健医療計画	
令和2年度予算額	2,626千円		

<目的>

高度急性期から在宅へつなぐ回復期において、医科歯科連携を実施するための人材育成や広報・啓発を行い、患者の状態に応じたサービスを提供できる体制を構築する。

<事業内容>

回復期病院における医科歯科連携推進のための協議会や研修等を行う熊本県歯科医師会に対して助成する。

障がい児・者歯科医療提供体制強化事業(単)

(事業開始年度：令和元年度)

実施主体	熊本県歯科医師会	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金) うち、2,000千円は熊本市負担金
令和3年度予算額	17,400千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 熊本県保健医療計画 熊本県歯科保健医療計画	
令和2年度予算額	17,400千円		

<目的>

障がい児・者に対する歯科診療提供体制の充実を図る。

<事業内容>

障がい児・者の歯科診療及び歯科医療従事者の人材育成等の中核を担う熊本県歯科医師会口腔保健センターの体制強化に対して助成する。

医療施設等施設・設備整備費

(事業開始年度：昭和54年度)

実施主体	市町村、病院開設者等	負担割合	施設：国1/3 事業者2/3 設備：国1/3 県1/3 事業者1/3
令和3年度予算額	1,122,990千円	(根拠法令等) 医療提供体制推進事業費補助金交付要綱 (H21.5.13厚生労働省発医政第0513001号) 医療提供体制施設整備交付金交付要綱 (H21.3.30厚生労働省発医政第0330004号)	
令和2年度予算額	1,265,886千円		

<目的>

本県における医療提供体制の充実・確保を図る。

<事業内容>

医療機関等が、機能や入院患者の療養環境の改善を図るために行う施設及び設備の整備費について助成する。

⑧ 医療施設浸水対策事業

(事業開始年度：令和3年度)

実施主体	医療機関	負担割合	設備：国1/2 県1/4 事業者1/4
令和3年度予算額	240,000千円	(根拠法令等) 医療提供体制推進事業費補助金交付要綱 (H21.5.13厚生労働省発医政第0513001号) 医療提供体制施設整備交付金交付要綱 (H21.3.30厚生労働省発医政第0330004号)	
令和2年度予算額	0千円		

<目的>

浸水想定区域に所在し、地域の医療提供体制の観点から浸水想定区域から移転することができない医療機関の浸水対策を財政支援し、浸水被害の防止又は軽減を図る。

<事業内容>

浸水想定区域から移転することができない医療機関に対し、医療用設備や電源設備の浸水深以上への移設や止水版の設置に係る整備費について助成する。

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	医療機関	負担割合	国1/2 事業者1/2
令和3年度予算額	139,870千円	(根拠法令等) 有床診療所等スプリンクラー施設整備費補助事業実施要綱 (H27.2.4医政発0204第2号) 医療施設等施設整備費補助金交付要綱 (H27.2.9厚生労働省発医政発0209第5号)	
令和2年度予算額	316,172千円		

<目的>

有床診療所等の安全を確保する。

<事業内容>

有床診療所等が、防火対策を図るために行うスプリンクラー等の整備費について助成する。

地域医療等情報ネットワーク基盤整備事業(単)

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	熊本県医師会	負担割合	県10/10 (地域医療介護総合確保基金)
令和3年度予算額	370,342千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 地域医療等情報ネットワーク基盤整備事業費補助金交付要領	
令和2年度予算額	211,809千円		

<目的>

患者を中心としたより質の高い医療・介護サービスを提供するため、ICTを活用し、地域の医療機関をはじめ、薬局、訪問看護ステーション、介護関係施設等における診察情報等の共有・連携を推進するための地域医療等情報ネットワーク(くまもとメディカルネットワーク)の構築を推進する。

<事業内容>

くまもとメディカルネットワークの構築に必要な機器整備費等を助成する。

医療勤務環境改善支援センター事業(単)【喫緊】

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	県(委託先：熊本県医師会)	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金)
令和3年度予算額	16,765千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	16,945千円	医療介護総合確保推進法第4条、医療法第30条の15	

<目的>

各医療機関の管理者が行う勤務環境改善マネジメントシステムに基づく「勤務環境改善計画」の策定、実施、評価等を支援し、医療従事者の勤務環境改善を図る。

<事業内容>

医療法に基づき、各医療機関管理者の努力義務とされている勤務環境改善の取組促進に関して、各医療機関が行う勤務環境改善計画の策定、実施、評価等に取り組む際、医療労務管理面、医業経営の面からワンストップで、専門家のチームにより、個々の医療機関のニーズに応じて総合的に支援することで、医師をはじめとした労働時間短縮と働き方改革の取組みを推進する。

新地域医療勤務環境改善体制整備事業(単)【喫緊】

(事業開始年度：令和3年度)

実施主体	医療機関	負担割合	県1/2 事業者1/2
令和3年度予算額	75,000千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	0千円	医療介護総合確保推進法第4条 地域医療介護総合確保基金管理運営要領(R3.3.2厚生労働省医政発0302第3号他)	

<目的>

令和6年(2024年)4月から適用予定の医師の時間外労働上限規制に向けて、特に勤務医が働きやすく働きがいのある職場づくり、チーム医療の推進やICT等による業務改革を進める。

<事業内容>

救急搬送件数が一定以上であるなど、地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると県知事が認める医療機関において策定した「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく労働時間短縮等の取組みに必要な経費について助成する。

医療安全対策事業(単)

(事業開始年度：平成15年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	3,368千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	3,222千円	医療法第6条の13 医療安全支援センター運営要領について(H19.3.30医政発第0330036)	

<目的>

医療の安全と信頼を高めるとともに、医療機関における患者のサービスの向上を図る。

<事業内容>

熊本県医療安全支援センターを県庁及び各保健所に設置し、医療に関する苦情や相談に迅速に対応する体制を整備する。

医療機能情報提供事業

(事業開始年度：平成20年度)

実施主体	県(委託先：熊本県医師会)	負担割合	国1/3 県2/3
令和3年度予算額	22,232千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	22,232千円	医療法第6条の2、第6条の3 医療提供体制推進事業費補助金交付要綱(H21.5.13医政第0513001号) 救急医療対策事業実施要綱(H31.4.18一部改正医政発0418第16号) 医療機能情報提供制度実施要領(H19.3.30医政発第0330013号)	

<目的>

県民が医療機関を選択するために必要な情報を提供するとともに、災害時に必要な医療機関に関する情報ネットワークを構築する。

<事業内容>

- 1 病院、診療所及び助産所が有する医療機能に関する情報を収集し、報告された情報を集約してインターネット等で県民へ提供する。
- 2 災害時に必要な医療機関に関する情報(患者転送要請情報、受入患者数情報等)の収集・提供を行う。

5 健康局

(2) 国保・高齢者医療課 事業体系

〔(単)〕は県単独事業を表す。

		頁	
医療保険の運営・支援	国民健康保険	一般会計 (助言、指導)	国民健康保険助言指導等事業(単) 196
		特別会計 (事業運営)	国民健康保険保険給付費等交付金 197
			社会保険診療報酬支払基金納付金 197
			国民健康保険財政安定化基金積立金 198
	特別高額医療費共同事業拠出金 198		
	後期高齢者医療	後期高齢者医療給付費負担金事業 198	
		後期高齢者医療高額医療費負担金事業 198	
		後期高齢者医療保険基盤安定化負担金事業 199	
		後期高齢者医療財政安定化基金事業 199	
	医療費の適正化の推進	医療費の見通しに関する計画検討委員会運営事業(単) 199	

国民健康保険助言指導等事業^①

(事業開始年度：昭和34年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	17,822千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	16,858千円	国民健康保険法第4条、第41条、第82条の2、第106条	

<目的>

国民健康保険事業の健全かつ安定的な運営を図るため、国民健康保険法に基づき、保険者（45市町村・2国保組合）及び国民健康保険団体連合会、保険医療機関等に対して財政の健全化、医療費の適正化などについて、技術的助言等を行う。

<対象>

保険者（市町村及び国保組合）及び熊本県国民健康保険団体連合会、保険医療機関等

<事業内容>

1 保険者等への助言指導

保険者の国保事業の適正な運営、保険財政の健全化について、実地に赴き助言指導を行う。

2 保険医療機関等への指導

医療給付の適正化を図るため、国民健康保険指導監査専門医（1名）、医療給付専門指導員（2名）及び医療給付専門点検員（1名）を配置し、保険医療機関の指導、保険者に対するレセプト点検指導及びレセプト点検業務等を行う。

国民健康保険保険基盤安定負担金

(事業開始年度：昭和63年度)

実施主体	県市町村	負担割合	別記（事業ごとに記載）
令和3年度予算額	7,195,978千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	7,385,446千円	国民健康保険法第72条の2、第72条の3、第72条の4、第81条の2	

<事業内容>

1 保険料軽減分（負担割合：県3/4 市町村1/4）

市町村が低所得世帯の保険料（税）を軽減した場合に、その軽減相当額等を補填するため、県が負担金を交付する。

2 保険者支援分（負担割合：国1/2 県1/4 市町村1/4）

低所得者を多く抱える市町村を支援し、中間所得者層を中心に保険料（税）を軽減するため、県が負担金を交付する。

国民健康保険広域化等支援基金事業

(事業開始年度：平成14年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2、県1/2
令和3年度予算額	5,868千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	5,543千円	国民健康保険法第75条の2 熊本県国民健康保険広域化等支援基金条例	

<目的>

市町村の国民健康保険事業の運営の広域化及び財政の安定化を図る。

<事業内容>

市町村への貸付・交付事業を実施していたが、平成29年度をもって終了。貸付を行った市町村の償還が完了する平成34年度まで基金を設置しておく。

国民健康保険事業特別会計繰出金

(事業開始年度：平成30年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	11,404,477千円	(根拠法令等) 国民健康保険法第72条の2	
令和2年度予算額	11,715,397千円		

<目的>

国民健康保険法の規定に基づく国民健康保険事業特別会計への算定対象額の一定割合及び事務費の繰出し

<事業内容>

【財政安定化分】 9,868,199千円

算定対象額（保険給付費等）の9/100に相当する額

【高額医療費負担分】 1,526,477千円

高額医療費負担対象額の1/4に相当する額

【事務費分】 9,801千円

国民健康保険保険給付費等交付金（国民健康保険事業特別会計）

(事業開始年度：平成30年度)

実施主体	市町村	負担割合	国、県等公費1/2、保険料1/2（但し、保険料に対しても国庫補助や地方財政措置等の措置がある。）
令和3年度予算額	155,843,537千円	(根拠法令等) 国民健康保険法第75条の2 熊本県国民健康保険法施行条例第10条	
令和2年度予算額	156,609,302千円		

<目的>

国民健康保険事業の実施のために必要な、市町村への交付金

<事業内容>

【普通交付金】 148,907,316千円

市町村が国民健康保険の保険給付に要した費用を交付する

【特別交付金】 6,936,221千円

市町村の財政状況その他の事情に応じた調整として、個別の事情に着目した財政調整を行うために交付する

- ① 国の特別調整交付金のうち、市町村のために交付される部分
- ② 県繰入金（法定）のうち、個別の市町村に交付される部分
- ③ 保険者努力支援制度交付金のうち、市町村のために交付される部分
- ④ 特定健診費用

社会保険診療報酬支払基金納付金（国民健康保険事業特別会計）

(事業開始年度：平成30年度)

実施主体	社会保険診療報酬支払基金	負担割合	国、県等公費1/2、保険料1/2（但し、保険料に対しても国庫補助や地方財政措置等の措置がある。）
令和3年度予算額	33,218,775千円	(根拠法令等) 介護保険法第150条、高齢者の医療の確保に関する法律第36条、 第118条、附則第7条	
令和2年度予算額	33,263,994千円		

<目的>

社会保険診療報酬支払基金に対する納付金等の納付

<事業内容>

- ・介護納付金 9,439,266千円
- ・前期高齢者納付金、事務費拠出金 35,742千円
- ・後期高齢者支援金、事務費拠出金 23,507,361千円
- ・病床転換支援金、事務費拠出金 135千円

国民健康保険財政安定化基金積立金（国民健康保険事業特別会計）

（事業開始年度：平成27年度）

実施主体	県	負担割合	国10/10
令和3年度予算額	20,792千円	(根拠法令等) 国民健康保険法第81条の2 熊本県国民健康保険財政安定化基金条例	
令和2年度予算額	2,211,140千円		

<目的>

予期せぬ保険給付増や保険料収納不足により財源不足となった場合の備えとして設置している、国民健康保険財政安定化基金の管理。

<事業内容>

【運用利息の積立て】 20,792千円

※貸付・交付等の基金事業に要する費用は補正予算対応。

特別高額医療費共同事業拠出金（国民健康保険事業特別会計）

（事業開始年度：平成30年度）

実施主体	(公社)国民健康保険中央会	負担割合	国、県等公費1/2、保険料1/2（但し、保険料に対しても国庫補助や地方財政措置等の措置がある。）
令和3年度予算額	245,532千円	(根拠法令等) 国民健康保険法第81条の3	
令和2年度予算額	173,579千円		

<目的・事業内容>

(公社)国民健康保険中央会が行う、特別高額医療費共同事業に要する経費の拠出

後期高齢者医療給付費負担金事業

（事業開始年度：平成20年度）

実施主体	後期高齢者医療広域連合	負担割合	国3/12 県1/12 市町村1/12
令和3年度予算額	22,849,213千円	(根拠法令等) 高齢者の医療の確保に関する法律第96条第1項	
令和2年度予算額	22,520,182千円		

<目的>

後期高齢者医療広域連合が被保険者に対して行う療養の給付等に要する費用について、国、県、市町村が一定割合を負担し、所要の医療給付の確保を図る。

<対象>

被保険者のうち自己負担割合が1割負担の者

<事業内容>

後期高齢者医療広域連合が療養の給付等に要する費用について、国が3/12、県が1/12、市町村が1/12を負担する。
※ただし、被保険者のうち、自己負担割合が3割の現役並み所得者に対する療養の給付等に要する費用の額を除く。

後期高齢者医療高額医療費負担金事業

（事業開始年度：平成20年度）

実施主体	後期高齢者医療広域連合	負担割合	国1/4 県1/4
令和3年度予算額	1,447,589千円	(根拠法令等) 高齢者の医療の確保に関する法律第96条第2項	
令和2年度予算額	1,249,682千円		

<目的>

高額な医療費が発生した場合に、国及び県がその一定割合を負担し、後期高齢者医療広域連合の財政リスクの軽減を図る。

<事業内容>

レセプト1件当たり80万円を超える医療費について、保険料で賄うべき部分のうち1/4ずつを国・県が負担する。

後期高齢者医療保険基盤安定負担金事業

(事業開始年度：平成20年度)

実施主体	市町村	負担割合	県3/4 市町村1/4
令和3年度予算額	4,778,088千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	4,634,330千円	高齢者の医療の確保に関する法律第99条第3項	

<目的>

低所得世帯に属する被保険者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者について、保険料の均等割額を一定割合減額し、負担を軽減する。

<事業内容>

低所得世帯に属する被保険者については、同一世帯内の総所得金額に応じて3段階（7割、5割、2割）で保険料の均等割額を軽減し、また、被用者保険の被扶養者であった被保険者については、均等割額の5割を軽減する。

その軽減分を県が3/4、市町村が1/4負担する。

後期高齢者医療財政安定化基金事業

(事業開始年度：平成20年度)

実施主体	県	負担割合	国1/3 県1/3 広域連合1/3
令和3年度予算額	14,828千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	12,295千円	高齢者の医療の確保に関する法律第116条	

<目的>

保険料の未納や医療の給付に要する費用が見込額以上に増加した場合等に、後期高齢者医療広域連合の財源不足に対して交付・貸付を行う財政安定化基金を県に設置し、後期高齢者医療広域連合の財政リスクの軽減を図る。

<事業内容>

1 交付事業

(1) 予定収納率を下回る保険料の未納に対して、財政運営期間（2年間）の最終年度に、未納による不足額の1/2を後期高齢者医療広域連合に交付する。

(2) 2年ごとに行われる保険料率改定に伴う保険料率の増加を抑制する費用の一部に充てるため後期高齢者医療広域連合に交付する。

2 貸付事業

保険料の未納又は医療の給付に要する費用の見込額以上の増加による後期高齢者医療広域連合の財源不足に対し、毎年度、不足分の1.1倍を限度に、後期高齢者医療広域連合に無利子で貸付を行う。

医療費の見通しに関する計画検討委員会運営事業 (単)

(事業開始年度：平成28年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	246千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	308千円	高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項	

<事業内容>

高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項に基づき、医療費を取り巻く現状と課題を踏まえ、将来的な医療費が過度に増加しないための施策及び目標や医療費の見通しを定めた「第3期熊本県における医療費の見通しに関する計画」の推進。

- ・第3期熊本県における医療費の見通しに関する計画に定める各事業の進捗状況把握
- ・医療費の見通しに関する計画検討委員会の開催

5 健康局

(3) 健康づくり推進課 事業体系

「(新)」は新規事業、「(単)」は県単独事業、
 「【地震】」は熊本地震からの創造的復興関係事業、
 「【コロナ】」は新型コロナウイルス感染症関係事業、
 「【豪雨】」は令和2年7月豪雨復旧・復興関係事業、
 「【喫緊】」は基本方針関係事業を表す

		頁	
健康的な生活習慣の確立	健康増進計画推進事業	202	
	健康長寿推進事業(くまもとスマートライフ推進事業)【喫緊】	202	
	歯科保健推進事業	203	
	健康食生活・食育推進事業	203	
	健康増進法施行事務	204	
	栄養指導対策事業(単)	204	
	栄養士法施行事務(単)	204	
	調理師法施行事務(単)	205	
	特定健康診査等実施事業	205	
	市町村健康増進事業	205	
	糖尿病発症・重症化予防対策支援事業(単)	206	
	国保ヘルスアップ支援事業	206	
医療サービスの充実	難病医療の推進	指定難病医療費	207
		スモン対策事業	207
		在宅人工呼吸器使用患者支援事業	207
		先天性血液凝固因子障害等治療研究事業	208
		難病特別対策推進事業	208
		難病患者等ホームヘルパー養成研修事業	208
		難病相談・支援センター事業	209
		熊本県神経難病診療体制強化支援事業(単)	209
		がん医療の推進	がん対策推進事業
	がん登録事業(単)		210
	医科歯科病診連携発展事業(がん診療)(単)		210
	がん相談機能発展事業(単)		211
	緩和ケア提供体制発展事業(単)		211
	がん診療施設設備整備事業(単)		211
	アレルギー疾患医療の推進	がん診療施設設備整備事業(単)	212
(新)がん患者妊よう性温存治療費助成事業(単)		212	
(新)がん・生殖医療提供体制強化事業(単)		212	
アレルギー疾患対策推進事業		213	
人権教育・啓発の推進と体制の整備	ハンセン病事業(単)	213	
原爆被爆者などへの援護	原爆被爆者対策事業	214	
軽症者等の療養生活の支援	軽症者等療養支援体制整備事業【コロナ】	214	

健康増進計画推進事業

(事業開始年度：平成10年度)

実施主体	県	負担割合	事業1、4、6、7：県10/10 事業2、3、5：国1/2、県1/2
令和3年度予算額	25,180千円	(根拠法令等) 健康増進法第3条、地域保健法第6条第1項、循環器病対策基本法第11条	
令和2年度予算額	24,279千円		

<目的>

新たに策定した第4次くまもと21ヘルスプラン（熊本県健康増進計画 H30～R5年度）の着実な推進により県民の健康づくりを支援する体制を整備する。

<事業内容>

1 普及啓発事業

本庁や保健所における健康づくりの普及啓発及び「くまもと21ヘルスプラン推進委員会」によるヘルスプランの進捗管理・評価の実施。

2 たばこ対策促進事業

たばこの健康影響に関する正しい情報等普及啓発（学校等）及び受動喫煙、たばこ対策研修会の開催。

3 地域・職域連携推進事業

熊本県地域・職域連携推進協議会（兼くまもと21ヘルスプラン推進委員会）、保健所での会議の開催。

4 熊本県健康づくり県民会議

保健医療関係等44団体で構成する健康づくり県民会議の開催及び県民運動の推進

5 受動喫煙防止対策事業

受動喫煙防止対策強化のための周知啓発、助言指導。

6 国民健康保険保健事業

市町村国保保険者が実施する保健事業への助言指導。

7 循環器病対策推進事業

循環器病対策に係る会議体の設置及び県計画の策定。

健康長寿推進事業（くまもとスマートライフ推進事業）【喫緊】

(事業開始年度：平成24年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2、県（地域福祉基金）1/2
令和3年度予算額	16,000千円	(根拠法令等) 健康増進法第3条 地域保健法第6条第1項	
令和2年度予算額	16,000千円		

<目的>

県民自らが健康づくりに主体的に取り組めるよう、県民のためになる健康づくりモデル事業の構築及び普及啓発を図ることにより、県民の健康長寿（健康寿命の延伸）を推進する。

<事業内容>

1 県民による健康長寿推進事業

誰もが簡単に楽しく気軽に取り組める健康づくり活動の企画提案を募り、先進性及び普及性の高いものを県の委託事業として実施し、そのノウハウを県全体に普及させる。

2 健康経営の普及啓発

県民の健康づくり意識への醸成向上を図るため、健康づくりに積極的に取り組む企業・団体等を「くまもとスマートライフプロジェクト応援団」として登録し、社員、職員、その家族、県民（消費者）に対して健康づくりに関する周知を行う。

歯科保健推進事業

(事業開始年度：平成10年度)

実施主体	事業1～6：県 事業5：市町村・県	負担割合	県10/10（一部国10/10） 事業5-(1)、(2)：県1/2、市町村1/2 事業5-(3)、(4)：県
令和3年度予算額	36,683千円	(根拠法令等) 熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例 歯科口腔保健の推進に関する法律	
令和2年度予算額	36,755千円		

<目的>

「熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例」及び「第4次熊本県歯科保健医療計画」に基づき、各種歯科保健事業を実施し、県民全てが歯や口の健康を維持し、生涯を通じた生活の質（QOL）の向上を図る。

<事業内容>

- 1 歯の健康づくり普及啓発
歯と口の健康週間事業（歯の祭典、高齢者のよい歯のコンクール、図画・ポスター・習字・標語の作品募集）
- 2 地域歯科保健推進事業
県歯科保健推進会議及び地域歯科保健推進会議の開催、歯科保健状況調査、実施計画の進捗管理
- 3 歯の健康づくり（8020）推進事業
8020運動の積極的な推進のために必要な歯科保健関係の人材育成
(1)介護者歯科実技研修
(2)市町村歯科衛生士研修事業
- 4 ヘル歯一元気8020支援事業
糖尿病対策における医科・歯科連携体制を整備し、糖尿病や歯周病患者を医科及び歯科へ相互受診勧奨することとて糖尿病の重症化の予防と歯周病ハイリスク者支援を図る。
- 5 むし歯予防対策事業
(1)市町村が実施する4歳未満児を対象としたフッ化物塗布事業への助成
(2)市町村が実施する保育所・幼稚園、小・中学校等を対象としたフッ化物洗口事業への助成
(3)歯及び口腔の健康づくり支援
(4)フッ化物活用推進事業
- 6 歯科疾患実態調査
国の各種歯科保健推進対策の効果検討や健康日本21の設定目標の達成度を判定し、今後の歯科保健医療対策の基礎資料を得るため、国からの依頼調査を行う。（5年に1回）

健康食生活・食育推進事業

(事業開始年度：平成16年度)

実施主体	県	負担割合	事業1、2：県10/10 事業3：国1/2、県1/2
令和3年度予算額	4,550千円	(根拠法令等) 健康増進法第3条、第18条、地域保健法第3条、第6条、 食育基本法第21条、第22条の2	
令和2年度予算額	4,071千円		

<目的>

熊本県健康食生活・食育推進計画に基づき、子どもから高齢者までライフステージの特性に応じ、健康的な食生活習慣の定着化や食を通じた健康づくり、生活習慣病予防、生活習慣病の重症化予防と介護予防を目的とした施策を、地域特性を踏まえ多様な関係者と連携して実施する。

<事業内容>

- 1 ライフステージに応じた食育の推進
- 2 人材育成事業
- 3 環境整備事業
健康に配慮したメニューの提供等を行う「くま食健康マイスター店」を指定し、健康食生活の情報発信を行う。

健康増進法施行事務

(事業開始年度：昭和27年度)

実施主体	県	負担割合	事業1、2、4：県10/10 事業3：国10/10
令和3年度予算額	3,160千円	(根拠法令等) 事業1：健康増進法第18条～第24条 事業2：健康増進法第43条、第65条 食品表示法第4条～6条、15条	
令和2年度予算額	3,520千円	事業3：健康増進法第10条、第13条 事業4：健康増進法第18条、第19条	

<目的>

県民の健康増進を図るために、給食施設における入所者及び通所者に対する栄養管理の質の向上支援や健康や栄養に関わる食品の栄養成分表示・食品の機能性表示・虚偽誇大広告等の指導を行う。

<事業内容>

1 特定給食施設等指導

日本人の食事摂取基準に基づき、栄養管理状況報告書を活用し、給食施設において提供する食事サービス(給食、栄養指導等)の質の向上を支援する。

2 食品の表示に関する指導

- (1) 栄養成分表示や食品の機能性表示に関すること
- (2) 特別用途食品に関すること(特定保健用食品の許可申請含む)
- (3) 健康の保持増進に係る虚偽誇大広告等の禁止に関すること

3 国民健康・栄養調査事業

国民生活基礎調査地区より設定された単位区から無作為に抽出された単位区内の世帯及び世帯員を調査客体として、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料(身体状況・栄養摂取量及び生活習慣の状況)を得るための調査。

4 専門的栄養指導

専門的栄養指導を必要とする県民に対し、市町村や医療機関等と連携して必要な指導・支援を行う。

栄養指導対策事業(単)

(事業開始年度：昭和45年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	90千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	90千円	熊本県食生活改善推進員連絡協議会事業運営費補助金交付要領	

<目的>

県民の健康の保持増進を目的に、県民の食生活改善や運動推進のためのボランティア活動を支援する。

<事業内容>

熊本県食生活改善推進員連絡協議会に対して運営費を助成する。

栄養士法施行事務(単)

(事業開始年度：昭和22年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	799千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	819千円	栄養士法第2条、第4条	

<目的>

県民の食生活向上に資するため、栄養士養成施設において必要な知識及び技術を修得した者に栄養士免許を与える。また、管理栄養士として具備すべき知識及び技能を修得させるため、臨地実習を行う。

<事業内容>

1 栄養士免許事務

(令和2年度免許交付等実績) 新規申請 212件 書換申請 138件 再交付申請 35件

2 栄養士養成施設学生実習指導

熊本県立大学、尚絅大学その他(県外の大学を含む)の学生に対する公衆栄養学の実習指導を行う。

調理師法施行事務(単)

(事業開始年度：昭和33年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	2,742千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	3,111千円	調理師法第3条、第3条の2、第5条	

<目的>

県民の食生活向上に資するため、調理師法に定められた調理師の資格等に係る各種事務を適正に実施し、調理業務に従事する者の資質向上及び調理技術の発達を図る。

<事業内容>

1 調理師試験

試験科目：公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学、調理理論、食文化概論

受験資格：中学校を卒業、又はこれと同等以上の学歴を修めた後、飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業又は寄宿舎、学校、病院等の施設で2年以上調理の実務に従事した者

受験手数料：6,200円（熊本県収入証紙）

受験者等の状況

	H28	H29	H30	R1	R2
受験者数	342	697	639	628	459
合格者	168	369	313	299	267

2 調理師免許事務

(令和2年度免許交付等実績) 新規申請 485件 書換申請 144件 再交付申請 154件

3 調理師養成施設指導等事務

調理師養成施設の指定、変更承認及び変更届出における指導・監督や入所及び卒業の届出事務を行う。

特定健康診査等実施事業

(事業開始年度：平成20年度)

実施主体	市町村	負担割合	国1/3 県1/3 市町村1/3
令和3年度予算額	291,391千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	339,767千円	高齢者の医療の確保に関する法律第20条、第24条 国民健康保険法第72条の5	

<目的>

市町村が行う特定健診・特定保健指導の円滑な実施を支援することにより生活習慣病の予防を推進し、もって県民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図る。

<対象>

市町村

<事業内容>

市町村国民健康保険が行う特定健診・特定保健指導に係る経費の1/3を負担する。

市町村健康増進事業

(事業開始年度：平成20年度)

実施主体	市町村	負担割合	国1/3 県1/3 市町村1/3 (一部：国10/10)
令和3年度予算額	54,146千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	54,146千円	健康増進法第17条第1項及び第19条の2	

<目的>

40歳からの健康づくりと、栄養その他の生活習慣の改善等に向けて相談に応じ、脳卒中、心臓病等の生活習慣病の予防や早期発見・早期治療により健康状態の維持を図るため、市町村が実施する健康増進事業を助成することにより、県民の健康増進を推進する。

<対象>

市町村内に居住地を有する40歳以上の者

<事業内容>

市町村が行う健康増進事業（健康教育、健康相談、訪問指導、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診等）に要する経費を助成する。

糖尿病発症・重症化予防対策支援事業 (単)

(事業開始年度：令和2年度)

実施主体	熊本大学病院	負担割合	県10/10 (地域医療介護総合確保基金)
令和3年度予算額	13,000千円	(根拠法令等) 医療法第30条 健康増進法第3条 高齢者医療確保法第9条(都道府県医療費適正計画)	
令和2年度予算額	13,000千円		

<目的>

糖尿病の発症、重症化、合併症予防のため、かかりつけ医療機関や地域におけるコメディカルを専門性の高い医療人材として育成するとともに、かかりつけ医療機関を育成するシステム、糖尿病チームによる適切な治療や療養指導を提供できるシステムを構築し、二次医療圏域毎の保健医療体制の充実を図る。

<対象>

糖尿病診療や療養指導に携わる医師、看護師、管理栄養士、理学療法士など

<事業内容>

- ・熊本大学病院に対し、糖尿病保健医療連携体制整備を進めるためのコーディネーター(特任助教)を配置するための費用等を助成する。
- ・コーディネーターが中心となり次の事業を実施する。
 - 熊本地域糖尿病療養指導士の養成
 - 中核病院からかかりつけ医療機関への訪問等による助言指導
 - 中核病院の糖尿病専門医等の育成
 - 糖尿病専門医、日本糖尿病療養指導士資格取得研修会の開催
 - 糖尿病連携医スキルアップ研修会の開催
 - 二次医療圏毎症例検討会及び予防フォーラムの開催
 - 「DM熊友パス」普及啓発
 - 糖尿病予防啓発事業

国保ヘルスアップ支援事業

(事業開始年度：平成30年度)

実施主体	県	負担割合	国10/10
令和3年度予算額	176,824千円	(根拠法令等) 国民健康保険法第72条	
令和2年度予算額	141,411千円		

<目的>

市町村とともに国民健康保険の共同保険者となる県が、市町村ごとの健康課題や保健事業の実施状況を把握し、必要な助言及び支援を行うことで、市町村における保健事業の健全な運営を支援する。

<事業内容>

1. 糖尿病予防総合対策事業：糖尿病の発症、重症化、合併症の予防に向けて、糖尿病保健医療連携体制を2次保健医療圏毎に整備する。
2. 糖尿病予防戦略事業：糖尿病予防に関するキャッチコピーを活用し、県民へ糖尿病予防に関する意識づけを行う。
3. 特定健診未受診者対策支援事業：特定健診受診率向上に向け、県医師会と代表市町村国保保険者が集合契約することで、被保険者が県内の医療機関であればどこでも健診を受けることができる体制の整備を図る。
4. 保健事業分析事業：令和2年度に作成したデータヘルス計画評価シートの活用促進として、市町村国保保険者を対象に研修会や巡回支援を行い、必要に応じ評価シートの改修を行う。
5. 医療費分析等事業：市町村国民健康保険者の医療費分析を実施し、現状と課題を各保険者と共有することで、医療費適正化に向けた取組み支援を行う。事業については、国保・高齢者医療課で行う。
6. 生活習慣病予防等かかりつけ医研修事業：県医師会主催の生活習慣病予防等に関するかかりつけ医研修をより多くの医師が受講できるよう環境整備を支援する。

指定難病医療費

(事業開始年度：昭和48年度)

実施主体	県	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
令和3年度予算額	1,670,329千円	(根拠法令等) 難病の患者に対する医療等に関する法律第5条	
令和2年度予算額	1,573,813千円		

<目的>

指定難病の治療研究の推進及び患者の医療費の負担軽減を図る。

<対象>

指定難病の支給認定を受けた患者

<事業内容>

指定難病の支給認定を受けた患者に対する特定医療費の公費負担。(平成30年4月から熊本市に事務移譲)
令和2年度における指定難病医療費受給者証更新人数 8,797人(熊本市を除く)

スモン対策事業

(事業開始年度：昭和53年度)

実施主体	県	負担割合	国 10 / 10
令和3年度予算額	2,015千円	(根拠法令等) スモン総合対策について (S53.11.21薬発第1527号厚生省薬務局長・公衆衛生局長通知) スモンに対するはり、きゅう及びマッサージ治療研究事業実施要綱	
令和2年度予算額	2,015千円		

<目的>

昭和40年代に市販された整腸剤の副作用によりスモンに罹患した者が受ける、はり、きゅう及びマッサージの利用に対して公費負担することにより、スモンに対するはり等の治療研究の推進及び患者の医療費の負担軽減を図る。

<対象>

スモン患者

<事業内容>

はり等の治療研究を担当するのに適当な施術所において施術を受けたスモン患者に対して、月7回を限度として医療費を負担する。

令和2年度 給付人員 11人

在宅人工呼吸器使用患者支援事業

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	県	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
令和3年度予算額	1,737千円	(根拠法令等) 療養生活環境整備事業について (H27.3.30健発0330第14号厚生労働省健康局長通知) 療養生活環境整備事業実施要綱	
令和2年度予算額	2,052千円		

<目的>

在宅人工呼吸器使用患者の在宅療養の実態把握と訪問看護の方法等に関する研究を行う。

<対象>

在宅人工呼吸器使用患者

<事業内容>

費用の公費負担

令和2年度 給付人員 6人

*平成26年度までは「在宅人工呼吸器使用患者訪問看護事業」として実施(事業開始年度：平成10年度)

先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

(事業開始年度：平成元年度)

実施主体	県	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
令和 3 年度予算額	9,291千円	(根拠法令等) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について (H1. 7. 24 健医発第896号厚生省保健医療局長通知)	先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱
令和 2 年度予算額	10,590千円		

<目的>

先天性血液凝固因子障害等の治療研究の推進及び患者の医療費の負担軽減を図る。

<対象>

先天性血液凝固因子障害等患者

<事業内容>

医療費の公費負担

令和2年度 給付人員 79人

難病特別対策推進事業

(事業開始年度：平成4年度)

実施主体	県	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
令和 3 年度予算額	3,863千円	(根拠法令等) 難病特別対策推進事業実施要綱 (H10. 4. 9健医発第635号厚生省保健医療局長通知)	
令和 2 年度予算額	4,853千円		

<目的>

難病患者の入院施設の確保や在宅療養の適切な支援により安定した療養生活の確保を図る。

<対象>

難病患者、家族

<事業内容>

訪問診療、医療相談、訪問相談、訪問相談員の育成、在宅療養支援、難病対策地域協議会の開催等

難病患者等ホームヘルパー養成研修事業

(事業開始年度：平成9年度)

実施主体	県・熊本市 (共同実施)	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2 ※県(58.1%)と熊本市(41.9%)の共同実施
令和 3 年度予算額	228千円	(根拠法令等) 難病特別対策推進事業実施要綱 (H10. 4. 9健医発第635号厚生省保健医療局長通知)	
令和 2 年度予算額	285千円		

<目的>

難病患者等の多様化するニーズに対応した適切なサービスを提供するため、介護福祉士等、難病患者ホームヘルプ事業に従事することを希望する者に対し必要な知識・技能を習得させる。

<対象>

難病患者等ホームヘルプサービス事業に従事することを希望する者等 (当面現任ヘルパーのみ、100人規模)

<事業内容>

時期：10月以降※

形態：公益法人等への委託により研修を行う。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開催中止。

難病相談・支援センター事業

(事業開始年度：平成17年度)

実施主体	県・熊本市（共同実施） （委託先：特定非営利活動法人熊本 県難病支援ネットワーク）	負担割合	国1/2 県1/2 ※県(59%)と熊本市(41%)の共同実施
令和3年度予算額	13,887千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	13,887千円	難病の患者に対する医療等に関する法律第29条	

<目的>

地域で生活する難病患者及びその家族の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などの事業を実施し、難病患者等の療養上、日常生活上の悩みや不安等の解消を図る。

<対象>

難病患者、その家族等

<事業内容>

- 1 電話、面談等により、療養、日常生活、各種公的手続等に対する相談・支援及び生活情報の提供等を行う。
- 2 地域交流会の活動を支援する。
- 3 難病患者の就労支援に資するため、公共職業安定所等関係機関と連携を図り、必要な相談・援助、情報提供等を行う。
- 4 講演・研修会を開催する。

熊本県神経難病診療体制強化支援事業^(単)

(事業開始年度：平成28年度)

実施主体	熊本大学病院	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金)
令和3年度予算額	26,000千円	(根拠法令等)	
平成2年度予算額	26,000千円	神経難病診療体制構築事業補助金交付要領	

<目的>

県内の神経難病患者が安心して質の高い医療サービスの提供を受けることができる診療体制を構築するため、医師、看護師等の医療従事者に対し、神経難病に関する系統的な教育及び診療支援を行うとともに、神経難病受入病院間のネットワークを構築し、情報の共有を図る。

<対象>

県内の医療従事者、地域の医療機関 等

<事業内容>

熊本大学病院が実施する次の事業に対する助成

- 1 「神経難病診療センター」の設置
 - ・ 神経難病患者検体による病型診断依頼への対応
 - ・ セカンドオピニオンへの対応
 - ・ 遺伝子カウンセリング
 - ・ 神経難病患者に対する県内外の医療機関と連携した診療
 - ・ 医師、看護師等の医療従事者を対象とした神経難病の実践的知識及び実践的医療技術の教育
- 2 神経難病患者データベースの構築

県内の神経難病診療協力病院に入院可能な神経難病疾患、全身状態の条件等の検索が可能なシステムと神経難病患者のデータベースを連携し、神経難病患者の療養の実態を把握する仕組みを構築する。

がん対策推進事業

(事業開始年度：平成17年度)

実施主体	がん診療連携拠点病院、県	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	11,470千円	(根拠法令等) がん対策基本法第4条、第12条、第13条、第15条、第16条、第17条、第18条 がん診療連携拠点病院等の整備について (H26.1.10健発第0110第7号厚生労働省健康局長通知) 熊本県がん対策推進計画	
令和2年度予算額	11,872千円		

<目的>

がん対策を総合的かつ計画的に推進し、県内のがん医療水準の向上を図り、地域の医療機関の連携を促進する。

<対象>

がん診療連携拠点病院、がん患者

<事業内容>

- がん診療連携拠点病院機能強化事業 (がん診療連携拠点病院が実施する次の事業に対する助成)
 - がん医療従事者研修事業
 - がん診療連携拠点病院ネットワーク事業
 - がん相談支援事業
 - 普及啓発・情報提供事業
 - 病理医養成等事業
 - 在宅緩和ケア地域連携事業
 - 緩和ケア推進事業
 - がん患者の就労に関する総合支援事業
- がん対策推進特別事業 (本県のがん医療の推進のための事業等を実施)

がん登録事業(単)

(事業開始年度：平成5年度)

実施主体	県(委託先：(公財)熊本県総合保健センター)	負担割合	県10/10、但し経費等に対し国から5%程度補助あり
令和3年度予算額	9,816千円	(根拠法令等) がん登録等の推進に関する法律	
令和2年度予算額	10,037千円		

<目的>

「がん登録等の推進に関する法律」に基づき、全国がん登録を円滑に実施することで、がん患者の罹患・受診状況の把握及び生存率の測定を行い、本県におけるがん対策の基礎となるデータを把握し、地域のがん対策の推進を図る。

<対象>

医療機関、検診機関、市町村、保健所、がん患者

<事業内容>

病院及び指定を受けた診療所から提出される届出情報を受理・登録等の全国がん登録に関する事務を着実に遂行し、より正確ながん罹患の実態把握及びがん対策への活用を行う。

医科歯科病診連携発展事業(がん診療)(単)

(事業開始年度：令和元年度)

実施主体	県(委託先：(一社)熊本県歯科医師会)	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金(医療分))
令和3年度予算額	1,521千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保促進法に基づく県計画、 熊本県がん対策推進計画	
令和2年度予算額	2,984千円		

<目的>

がん治療における口腔合併症予防・歯科疾患の早期治療等に有用な医科歯科の病診連携を推進し、がん患者の術後のQOLの向上を図る。

<対象>

歯科医師、歯科衛生士、医療従事者、がん患者等

<事業内容>

熊本県歯科医師会へ次の事業を委託。

- 歯科医師、歯科衛生士及びがん診療連携拠点病院の医師等に対する研修会
- 医科歯科連携運営協議会の実施

がん相談機能発展事業(単)

(事業開始年度：令和元年度)

実施主体	県(委託先：熊本大学病院)	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金(医療分))
令和3年度予算額	24,011千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保促進法に基づく県計画 熊本県がん対策推進計画	
令和2年度予算額	24,011千円		

<目的>

本県におけるがん患者の不安や悩みに対する相談支援機能を充実させるとともに、がん医療に係る相談員等のサポートスタッフの資質向上及びがん地域連携クリティカルパス(「私のカルテ」)の活用を含む施設間の連携体制を構築し、がん患者及びその家族の療養生活の質の維持向上及びがん治療における医療機関同士の役割分担の推進を図る。

<対象>

がん相談員、がん患者 等

<事業内容>

都道府県がん診療連携拠点病院である熊本大学病院に、事業推進員及び事務職員を配置し、がん相談員の資質向上、がん相談支援センターの認知度向上、ピアサポート活動の支援を実施するとともに、がん地域連携クリティカルパス(「私のカルテ」)運用コーディネーター及び事務職員を配置し、地域の医療機関の連携体制への参加促進や相談対応等の事業を委託する。

緩和ケア提供体制発展事業(単)

(事業開始年度：令和元年度)

実施主体	熊本大学病院	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金(医療分))
令和3年度予算額	25,310千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保促進法に基づく県計画、 熊本県がん対策推進計画	
令和2年度予算額	25,756千円		

<目的>

緩和ケアに関する知識を持った多施設・多職種の人材が、在宅を含む各地域で緩和医療・緩和ケアを展開し、病院や病棟のみならず在宅における緩和医療の充実を図る。

<対象>

医師をはじめとする医療従事者、がん患者 等

<事業内容>

都道府県がん診療連携拠点病院である熊本大学病院が実施する次の事業に対する助成

- (1)緩和医療の多職種人材育成と多施設による組織の体制整備
- (2)緩和ケアの普及啓発事業
- (3)地域緩和ケア連携調整体制の整備

がん診療施設設備整備事業(単)

(事業開始年度：平成20年度)

実施主体	医療機関	負担割合	県1/3(地域医療介護総合確保基金)、 事業者2/3
令和3年度予算額	30,757千円	(根拠法令等) 医療法第30条の4 がん対策基本法第16条 熊本県がん対策推進計画	
令和2年度予算額	43,285千円		

<目的>

がん診療を行う医療機関が、その機能の拡充を図るために行う設備整備事業に対して助成することにより、本県における医療の充実・確保を図る。

<対象>

がん診療施設として必要ながんの医療機器及び臨床検査機器等の備品購入を行う医療機関

<事業内容>

がん診療施設として必要ながんの医療機器及び臨床検査機器等の備品購入に対する助成

がん診療施設施設整備事業 (単)

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	医療機関	負担割合	県 1 / 3 (地域医療介護総合確保基金)、 事業者 2 / 3
令和 3 年度予算額	0 千円	(根拠法令等) 医療法第30条の4 がん対策基本法第16条 熊本県がん対策推進計画	
令和 2 年度予算額	87,371 千円		

<目的>

がん診断、治療を行う病院がその機能の拡充を図るために行う施設整備に対して助成することにより、本県における医療の充実・確保を図る。

<対象>

がん診断又は治療施設として施設整備を行う病院

<事業内容>

がん診療施設として機能の向上を図るために病院が行うがん診療施設（診療棟、がん専用病棟）の整備費用に対する助成。

新がん患者妊よう性温存治療費助成事業 (単)

(事業開始年度：令和2年度)

実施主体	県	負担割合	県 10 / 10
令和 3 年度予算額	4,307 千円	(根拠法令等) 熊本県がん対策推進計画	
令和 2 年度予算額	2,267 千円		

<目的>

若い世代のがん患者が妊よう性を治療前に温存するための治療費を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。

<対象>

がん患者

<事業内容>

妊よう性温存（精子、卵子等の採取及び凍結並びに受精卵の凍結）に要する費用を助成。ただし、入院費、入院時の食事等、温存治療に直接関係のない費用、凍結保存の維持に係る費用は対象外とする。

新がん・生殖医療提供体制強化事業 (単)

(事業開始年度：令和2年度)

実施主体	熊本大学病院	負担割合	県 10 / 10 (地域医療介護総合確保基金(医療分))
令和 3 年度予算額	7,365 千円	(根拠法令等) 熊本県がん対策推進計画	
令和 2 年度予算額	4,125 千円		

<目的>

がんの治療が妊よう性に悪影響を及ぼす可能性のある症例を治療前に把握し、適切な情報提供や地域の医療機関とのネットワークの構築を図る。

<対象>

医師をはじめとする医療従事者

<事業内容>

地域との連携強化を目的とした「生殖医療・がん連携センター」の機能向上及び地域への情報提供を行うための広報活動。

アレルギー疾患対策推進事業

(事業開始年度：平成30年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2、県1/2
令和3年度予算額	919千円	(根拠法令等) アレルギー疾患基本法第5条、第11条第1項 アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針 都道府県におけるアレルギー疾患の医療提供体制の整備について	
令和2年度予算額	1,198千円		

<目的>

拠点病院を中心としたアレルギー疾患医療提供体制により、アレルギー疾患を有する者が居住する地域に関わらず、アレルギーの状態に応じて等しく適切な医療サービスを提供できる体制を推進する。

<対象>

県内の医療機関及び医療従事者、アレルギー患者等

<事業内容>

アレルギー医療提供体制推進事業

熊本県アレルギー疾患医療連絡協議会の開催、医療従事者等を対象とした研修会の実施

ハンセン病事業^(単)

(事業開始年度：昭和43年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	14,163千円	(根拠法令等) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第5条、第11条、第12条、第16条、第17条 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条 熊本県人権教育・啓発基本計画	
令和2年度予算額	14,816千円		

<目的>

ハンセン病に対する偏見や差別の解消を図るため、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発や、本県出身のハンセン病療養所入所者にふるさと訪問事業、地元新聞の送付等を行う。

<対象>

県民、国立ハンセン病療養所等入所者 等

<事業内容>

1 ハンセン病関係普及啓発事業

- (1) 熊本県ハンセン病問題相談・支援センター(りんどう)の運営
- (2) 啓発用パンフレットの作成、配布
- (3) 菊池恵楓園で学ぶ旅の実施
- (4) ハンセン病問題啓発推進委員会の開催
- (5) 菊池恵楓園の将来構想実現に向けた協議会への参加

2 ふるさと事業

- (1) ふるさと訪問
- (2) 熊本ふるさと便のお届け
- (3) 地元新聞の送付
- (4) 社会復帰等相談への対応

原爆被爆者対策事業

(事業開始年度：昭和32年度)

実施主体	県	負担割合	事業1、2：国10/10、国8/10 事業3：国1/2 県1/2
令和3年度予算額	462,595千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	494,217千円	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第7条、第24条～第28条、第31条、第32条、第37条～第39条	

<目的>

原爆被爆者が今なお置かれている健康上の特別の状態にかんがみ、被爆者に対し健康診断と必要な医療並びに手当支給等の措置を講ずることにより、その健康の保持と福祉の向上を図る。

<対象>

原爆被爆者、健康診断受診者証所持者、被爆二世

<事業内容>

1 原爆被爆者健康診断事業

- (1) 定期健康診断 (年2回、うち1回はがん検査)
- (2) 精密検査

2 原爆被爆者関係手当支給事業

- (1) 医療特別手当
- (2) 特別手当
- (3) 原子爆弾小頭症手当
- (4) 健康管理手当
- (5) 保健手当(一般、増額)
- (6) 介護手当(重度、中度)
- (7) 家族介護手当
- (8) 葬祭料

3 原爆被爆者介護保険等利用助成事業

介護保険法等に規定する次のサービスを利用した場合の自己負担額を助成する。

- (1) 訪問介護
- (2) 介護老人福祉施設入所
- (3) 養護老人ホーム・特別養護老人ホーム入所
- (4) 通所介護・短期入所生活介護・小規模多機能型居宅介護 等

4 医療の給付

- (1) (2)の認定疾病以外の一般疾病に対する医療の給付
- (2) 原爆症と認定された認定疾病に対する医療の給付

軽症者等療養支援体制整備事業【コロナ】

(事業開始年度：令和2年度)

実施主体	県	負担割合	国10/10
令和3年度予算額	604,878千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	799,559千円	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱	

<目的>

新型コロナウイルス感染症の軽症者等を対象として、宿泊療養施設における生活物資の提供や健康管理等、療養生活の支援体制を整備し、重症者等の受入病床を確保するとともに感染拡大の防止を図る。

<対象者>

新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等で陽性となった者のうち、無症状病原体保有者又は軽症患者

<事業内容>

- ・ 療養者の療養生活の支援に必要な防護具や衛生用品等の物資の購入
- ・ 健康管理、生活支援、廃棄物処理等による宿泊療養施設の運営及び開廃。

5 健康局

(4) 薬務衛生課 事業体系

「(新)」は新規事業、「(単)」は単独事業、
 「【地震】」は熊本地震からの創造的復興関係事業、
 「【コロナ】」は新型コロナウイルス感染症関係事業、
 「【豪雨】」は令和2年7月豪雨復旧・復興関係事業、
 「【喫緊】」は基本方針関係事業を表す

頁

安全で安心できる県民生活の確保	防災・消防体制の強化	災害時緊急医薬品等供給対策事業(単)	216	
		(新)災害時医薬品供給体制構築事業(単)	216	
		【豪雨】 特殊医薬品需給費	216	
	生活衛生営業の衛生水準の確保	生活衛生環境確保対策事業(単)	(1)生活衛生営業施設等調査指導等(単)	217
			(2)クリーニング師試験実施事業(単)	217
		生活衛生営業振興対策事業	(1)生活衛生営業指導センター運営費補助【コロナ】	217
			(2)生活衛生営業振興助成事業(単)	218
			(3)公衆浴場経営振興事業(単)	218
	住宅宿泊事業の適正運営の確保	住宅宿泊事業適正運営確保事業(単)	218	
	毒物劇物安全対策	毒物劇物指導育成事業(単)	219	
シンナー・覚せい剤等薬物乱用防止対策	薬物乱用防止事業(単)	219		
	麻薬取締費(単)	220		
	危険ドラッグ対策事業(単)	220		
医療サービスの充実	移植医療の普及	移植医療推進普及啓発事業(単)	220	
		(新)臓器移植院内コーディネーター連携構築等事業(単)	221	
	医薬品・医療機器などの品質確保対策	薬事許認可事業(単)	222	
		(1)薬局等許認可及び登録販売者試験事務(単)	222	
		(2)薬局機能情報提供システム運営事業(単)	222	
		薬価等基準調査費	223	
		医薬品検査及び一斉取締費	223	
	医薬品等安全確保対策事業(単)	223		
	献血者の確保等対策	献血推進対策事業(単)	224	
	長寿を支える環境整備	在宅訪問薬局支援体制強化事業(単)	224	
豊かな自然環境の保全	優れた自然の保全	温泉保護対策等事業(単)	225	
		(1)温泉指導費(単)	225	
		(2)温泉保護対策事業(単)【豪雨】	225	
		(3)令和2年7月豪雨関連の水位計設置等事業(単)【豪雨】	225	
新型コロナウイルスへの対応	医療提供体制の確保	軽症者等の宿泊療養事業(新)【コロナ】	226	
		医療物資供給支援事業(新)【コロナ】	226	

災害時緊急医薬品等供給対策事業(単)

(事業開始年度：平成8年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	1,221千円	(根拠法令等) 九州・山口9県災害時応援協定(H23.10.31締結)	
令和2年度予算額	1,827千円	災害時緊急医薬品等備蓄事業実施要綱	

<目的>

大規模災害が発生した場合に、応急対策の迅速・的確な実施を図るため「九州・山口9県災害時応援協定」が締結されている。その中で医療支援の一つである医薬品等の提供について、特に地震等の大規模災害時における初動医療救護のための医薬品等を備蓄するとともに、その後の救急医療に必要な医薬品等供給体制の確保を図る。

また、緊急の対応が必要な薬物中毒発生時の解毒用医薬品等を備蓄する。

<事業内容>

- 1 備蓄医薬品等の管理委託(県下4ヶ所)
- 2 有効期限切れの備蓄医薬品等の適正処理委託及び更新
- 3 連絡・搬送訓練の実施、熊本県総合防災訓練参加

新 災害時医薬品供給体制構築事業(単)【豪雨】

(事業開始年度：令和3年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	1,734千円	(根拠法令等) 災害時における医薬品等安定供給確保マニュアル 熊本県災害薬事コーディネーターの派遣に関する協定	
令和2年度予算額	—	大規模災害時における災害支援活動に関する協定	

<目的>

災害時における医薬品等安定供給確保マニュアルにより、災害時の医薬品供給に取り組んでいるが、全国的に地震を想定したマニュアルとなっており、水害時に対応したマニュアルになっていない。このため、あらゆる災害に対応可能なマニュアルを作成し、そのマニュアルに沿った訓練を行う。また、今後の災害に備えて、災害医療の専門知識を有する災害支援薬剤師を養成する。

<事業内容>

- 1 医薬品等安定供給確保マニュアルの作成
- 2 医療支援体制合同訓練の実施
- 3 災害支援薬剤師の養成

特殊医薬品需給費

(事業開始年度：昭和26年度)

実施主体	県	負担割合	国10/10
令和3年度予算額	1,651千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	1,161千円	国有ワクチン供給要領	

<事業内容>

国有ワクチン(抗毒素)は、患者発生の予測ができないため需用の見込みが極めて困難であるものや、患者発生頻度は少ないが国民の保健衛生上欠くことができないものとして、国が製造業者から買上げ、全国9拠点(熊本県も含む)に備蓄している。

それらについて、医療機関等からの供給申請に基づき、迅速かつ円滑に供給できるよう体制を整備している。

生活衛生環境確保対策事業

(1) 生活衛生営業施設等調査指導等^④

(事業開始年度：昭和22年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	1,948千円	(根拠法令等) 理容師法第11条の2、第13条、美容師法第12条、第14条 クリーニング業法第5条の2、第10条 旅館業法第7条 公衆浴場法第6条 興行場法第5条 墓地・埋葬等に関する法律第18条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第11条、第12条の2、第12条の5 熊本県遊泳用プール等指導要項等	
令和2年度予算額	1,682千円		

<目的>

生活衛生営業施設等への立入調査等を実施し、必要に応じ指導監督を行い、各施設の衛生措置基準の遵守、施設の改善向上を図る。特に、レジオネラ症防止対策として公衆浴場、旅館に対して、入浴施設の衛生管理の徹底を指導する。

<対象>

理容所、美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場、興行場、墓地、火葬場、納骨堂、特定建築物、100m³以上の遊泳用プール

<事業内容>

生活衛生営業施設等の指導、レジオネラ症に関する調査指導

(2) クリーニング師試験実施事業^④

(事業開始年度：昭和25年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	185千円	(根拠法令等) クリーニング業法第7条	
令和2年度予算額	185千円		

<目的>

クリーニング業法第7条第1項及び第2項の規定に基づき、クリーニング師の試験を実施する。

<事業内容>

次の科目について試験を実施する。

- 1 衛生法規に関する知識
- 2 公衆衛生に関する知識
- 3 洗たく物の処理に関する知識及び技能

生活衛生営業振興対策事業

(1) 生活衛生営業指導センター運営費補助【コロナ】

(事業開始年度：昭和57年度)

実施主体	(公財)熊本県生活衛生営業指導センター	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	19,611千円	(根拠法令等) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の3、第57条の4、第63条	
令和2年度予算額	12,996千円		

<目的>

(財)熊本県生活衛生営業指導センターに経営指導員を配置し、生活衛生関係営業に対する経営、融資、税務等の専門的指導・相談の実施による経営の健全化及び振興を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、併せて、利用者又は消費者の利益の擁護を図る。

<対象>

生活衛生関係営業者

<事業内容>

- 1 経営・融資等相談室の設置運営
- 2 移動相談の実施
- 3 情報化整備事業

(2) 生活衛生営業振興助成事業(単)

(事業開始年度：平成13年度)

実施主体	(財)熊本県生活衛生営業指導センター	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	3,388千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	3,388千円	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第63条、第63条の2	

<目的>

専門技術講習会や技術研鑽のための競技会、接客マナー向上等の研修会等を実施することにより、生活衛生営業全体の活性化、個々の営業者の経営意欲の創出、技術力の確保による経営の安定化を図り、もって衛生水準の低下を未然に防止し、県民生活の安全性を確保する。

<対象>

生活衛生関係営業者

<事業内容>

- 1 消費者へのサービスの向上・需要の開拓等、生活衛生関係営業の活性化のための事業
- 2 専門的知識・技術等を修得するための事業
- 3 後継者育成事業
- 4 福祉関連事業

(3) 公衆浴場経営振興事業(単)

(事業開始年度：平成3年度)

実施主体	熊本県公衆浴場業生活衛生同業組合	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	1,071千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	1,071千円	公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律第3条 熊本県公衆浴場振興対策事業補助金交付要項	

<目的>

一般公衆浴場は、地域住民の日常生活において保健衛生上欠かすことのできない施設であるにもかかわらず、近年利用者の減少、営業経費の高騰、後継者難等によりその数が著しく減少していることから、県公衆浴場業生活衛生同業組合が実施する公衆浴場活性化事業を支援し、地域住民の利用機会の確保及び公衆浴場の振興、公衆衛生の向上を図る。

<対象>

熊本県公衆浴場業生活衛生同業組合加入の一般公衆浴場

<事業内容>

組合が実施する「老人無料の日、子供無料招待の日」に係る事業(毎月1回)に要する経費及び入浴者を対象にした健康相談や交流促進等に資する事業に要する経費を助成する。

住宅宿泊事業適正運営確保事業(単)

(事業開始年度：平成30年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	3,807千円	(根拠法令等) 住宅宿泊事業法第3条、15条、16条、17条、18条、	
令和2年度予算額	3,859千円	41条、42条	

<目的>

住宅宿泊事業を営む者に係る届出制度を設ける等の措置を講じることにより、当該事業を営む者の業務の適正な運営を確保しつつ、国内外からの観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応してこれらの者の来訪及び滞在を促進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の発展に寄与する。

<対象>

住宅宿泊事業者

<事業内容>

- 1 住宅宿泊事業法に基づく届出等の受理
- 2 住宅宿泊事業者に対する指導監督

毒物劇物指導育成事業(単)

(事業開始年度：昭和25年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	1,127千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	645千円	毒物及び劇物取締法第4条、第8条、第22条	

<目的>

毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物製造業、輸入業及び販売業等に対する許認可事務及び指導育成を行い、毒物及び劇物の取扱いの適正化を図る。

<事業内容>

- 1 毒物劇物製造業、輸入業及び販売業の基準調査等許認可事務及び指導育成
- 2 毒物劇物取扱者試験の実施

薬物乱用防止事業(単)

(事業開始年度：昭和49年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	2,427千円	(根拠法令等) 薬物乱用防止対策事業実施要綱(H11.7.9厚生省医薬安全局長通知)、 第五次薬物乱用防止五か年戦略(H30.8.3薬物乱用対策推進本部決定)、 熊本県薬物乱用対策事業実施計画	
令和2年度予算額	2,893千円	「ダメ。ゼッタイ。」普及運動事業実施要綱 薬物乱用防止指導員連合協議会設置要綱(H8.6.10)	

<目的>

薬物乱用は、青少年層に浸透がみられるなど、低年齢化傾向を示し、深刻な状況にある。また、最近では、覚醒剤に加えて大麻や危険ドラッグなどの乱用増加が見られ、多様化している。そこで、県民総ぐるみの薬物乱用防止キャンペーンを展開し、薬物乱用を許さない地域づくりを推進するとともに、薬物関連問題の相談事業を行い、その未然防止、薬物依存者の社会復帰の促進等を図る。

<事業内容>

- 1 熊本県薬物乱用対策推進本部事業
- 2 各種啓発運動及び月間活動等の実施
 - (1) 不正大麻・けし撲滅運動(4/1～5/31)
 - (2) 国連麻薬撲滅デー(6/26)を中心に、近日の土日で「ヤング街頭キャンペーン」の実施→R2中止
 - (3) 薬物乱用防止広報強化月間(7月)
 - (4) 麻薬・覚せい剤乱用防止運動(10月～2月)
- 3 地域啓発運動及び薬物乱用防止教育の推進
 - (1) 薬物乱用防止指導員地域啓発活動
 - (2) 青少年健全育成・薬物乱用防止キャンペーン
 - (3) 小学・中学・高校生への薬物乱用防止教室の開催支援
- 4 薬物相談窓口事業
- 5 薬物乱用防止指導員連合協議会の事業補助
- 6 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動熊本県事業の推進

麻薬取締費^①

(事業開始年度:昭和23年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	11,580千円	(根拠法令等) 麻薬及び向精神薬取締法第3条、第50条、第50条の38 大麻取締法第5条、第21条 あへん法第12条、第44条 覚せい剤取締法第3条、第30条の2、第31条、第32条	
令和2年度予算額	1,537千円		

<目的>

麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法及び覚せい剤取締法に基づく免許事務を行うとともに、法定取扱者に対する指導取締りを実施し、正規ルート外への流出及び不正使用の防止を図る。

また、麻薬・覚せい剤等に係る事犯捜査を行うとともに、麻薬中毒者の発生に際しては、必要の都度「熊本県麻薬中毒審査会」を設置し、措置入院者の入院継続に関する審査を実施する。

<事業内容>

- 1 法定取扱者免許事務
- 2 事犯捜査、取扱者指導取締り
- 3 麻薬中毒者対策
- 4 麻薬使用適正化事業

危険ドラッグ対策事業^①

(事業開始年度:平成27年度)

実施主体	県、NPO法人熊本ダルク	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	3,821千円	(根拠法令等) 熊本県危険ドラッグ対策事業補助金交付要領 第五次薬物乱用防止五か年戦略(H30.8.3薬物乱用対策推進本部決定)	
令和2年度予算額	3,831千円		

<目的>

危険ドラッグ等薬物相談ダイヤル設置等により、薬物に関する相談体制や関係機関の連携体制を充実させ、再乱用防止を図る。

<事業内容>

- 1 NPO法人熊本ダルクが行う危険ドラッグ等薬物相談ダイヤル設置等に対する助成
- 2 県精神保健福祉センター及びNPO法人熊本ダルクによる依存回復出張相談

移植医療推進普及啓発事業^①

(事業開始年度:平成9年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	7,025千円	(根拠法令等) 臓器の移植に関する法律第3条 都道府県臓器移植連絡調整者設置事業実施要綱(H15.3.20健臓発0320001号厚生労働省臓器移植対策室長通知) 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律第5条	
令和2年度予算額	7,024千円		

<目的>

移植医療を推進するため、県臓器移植コーディネーターを設置し、臓器移植の普及啓発や臓器提供体制の整備を図る。また、白血病等の血液疾患に有効な骨髄移植を推進するため、骨髄提供希望者(骨髄ドナー)の登録確保を図る。

<事業内容>

- 1 臓器移植の推進
移植医療の推進及び円滑な実施を図るため、県臓器移植コーディネーターを熊本赤十字病院に設置し、設置に要する経費について助成する。
- 2 骨髄ドナー登録の推進
各種キャンペーンや研修会等における広報啓発を行うとともに、献血会場や人吉、天草保健所において、骨髄ドナーの登録を行う。

⑨ 臓器移植院内コーディネーター連携構築等事業⑨

(事業開始年度:令和3年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10 (地域医療介護総合確保基金(医療分))
令和3年度予算額	5,837千円	(根拠法令等)	臓器の移植に関する法律 熊本県保健医療計画
令和2年度予算額	—		

<目的>

院内コーディネーターを育成し、医療従事者に対する臓器移植に関する知識の普及啓発や臓器提供発生時に対応できるよう、院内の連携体制を整備する。

<事業内容>

次の事業について、公益財団法人熊本県移植医療推進財団に委託することにより、臓器移植院内コーディネーターを育成する。

- 1 移植医療推進ネットワーク協議会の開催
- 2 臓器移植院内コーディネーター研修事業
- 3 臓器移植院内コーディネーター養成事業

薬事許認可事業

(1) 薬局等許認可及び登録販売者試験事務 (単)

(事業開始年度：平成10年度)

実施主体	県	負担割合	県10 / 10
令和3年度予算額	9,369千円	(根拠法令等) 医薬品医療機器等法第3条、4条、第12条、第13条、第24条、第36条の8、第39条 熊本県薬事審議会設置条例 熊本県医薬品医療機器等法施行細則	
令和2年度予算額	6,350千円		

<目的>

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）に基づき、医薬品製造販売業・製造業、薬局・医薬品販売業等に対する許認可事務及び指導育成、登録販売者試験等を行い、医薬品等の取扱いの適正化を図る。

また、法改正に伴う県規制の制定等について、必要に応じて薬事審議会において調査審議を行う。

<事業内容>

- 1 医薬品製造販売業・製造業、薬局・医薬品販売業等の基準調査等許認可事務及び指導育成
- 2 電算システム（衛生総合情報システム及びFD申請システム）の運営、管理
- 3 登録販売者試験の実施
- 4 薬事審議会の開催
- 5 薬事功労者等の知事表彰の実施
- 6 地域連携薬局等認定事業

(2) 薬局機能情報提供システム運営事業 (単)

(事業開始年度：平成30年度)

実施主体	県	負担割合	県10 / 10
令和3年度予算額	2,800千円	(根拠法令等) 医薬品医療機器等法第8条の2 薬局機能情報提供制度実施要領 熊本県薬局機能情報提供制度実施要項	
令和2年度予算額	366千円		

<目的>

医薬品医療機器等法に基づき、医療を受ける方が薬局の選択を適切に行うことができるよう支援するために、薬局の管理、運営、サービス、業務内容などの薬局機能情報の公表を行う。

<事業内容>

平成30年度、利用者が目的とする薬局を容易に検索できる機能を有し、かつ、薬局からの報告受理から公表までをシステム上で一体的に行うことが可能なシステム導入した。当システムの運用・保守を行う。また、法改正に伴う報告事項等を追加するために必要な改修を行う。

薬価等基準調査費

(事業開始年度：昭和23年度)

実施主体	県	負担割合	国10/10
令和3年度予算額	2,243千円	(根拠法令等) 薬事経済調査等実施要綱 医薬品価格調査実施要領 特定保険医療材料価格調査実施要領	
令和2年度予算額	2,243千円		

<目的>

国の委託により医薬品、医薬部外品及び医療機器に関する毎月の生産等の実態を明らかにする。
また、健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める薬価基準等の改定の基礎資料等を得る。
さらに、後発医薬品の適正な普及を図る。

<事業内容>

- 1 医薬品等価格調査（医薬品価格調査・特定保険医療材料価格調査・調査客体精密化調査）
- 2 後発医薬品の安心使用及び普及啓発

医薬品検査及び一斉取締費

(事業開始年度：昭和23年度)

実施主体	県	負担割合	国10/10
令和3年度予算額	4,175千円	(根拠法令等) 医薬品医療機器等法第43条、第69条、第14条第6項、第76条の4、第76条の6 医薬品医療機器等法施行令第74条第1項	
令和2年度予算額	4,563千円		

<目的>

国の委託事業として医薬品医療機器等法に基づく医薬品の検定業務、国家検定医薬品の一斉取締、医療機器特別監視等を実施する。

<事業内容>

- 1 医薬品検定事業（生物学的製剤国家検定）
- 2 医療機器特別監視事業
- 3 証明制度対策事業
- 4 査察整合性確保委託事業
- 5 医療用後発医薬品品質確保対策事業
- 6 製造販売後安全管理基準（GVP）査察・指導
- 7 無承認無許可医薬品監視事業
- 8 指定薬物分析事業
- 9 国庫帰属麻薬等処分事業

医薬品等安全確保対策事業

(事業開始年度：昭和23年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	971千円	(根拠法令等) 医薬品医療機器等法第69条、第76条の8 毒物及び劇物取締法第17条 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第7条	
令和2年度予算額	1,680千円		

<目的>

製造から市販後までの各段階において、医薬品等の有効性・安全性を確保するための各種基準の遵守徹底を図る。
また、毒物劇物販売業者等における毒物劇物の取扱いについて、適正な使用、保管管理の徹底を図り、不正流通、盗難等の未然防止に務めるとともに、事故発生時には、関係機関が連携し迅速に健康被害の拡大防止を図る。

<事業内容>

- 1 家庭用品（繊維製品、洗浄剤、接着剤等）の試験検査
- 2 医薬品・医療機器GMP及びGVP・GQP査察
- 3 薬事監視指導
- 4 毒物劇物製造業、販売業者等に対する監視指導及び工場、農家等業務上取扱者に対する適正管理、事故等防止の啓発、指導

献血推進対策事業(単)

(事業開始年度：昭和39年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	764千円	(根拠法令等) 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第5条、第10条 熊本県献血推進協議会設置要綱	
令和2年度予算額	1,007千円		

<目的>

県内の医療に必要な血液を確保するため、県献血推進計画で定めた目標達成のための各種啓発事業を実施するとともに、献血推進組織の育成、活性化を図る。

<事業内容>

- 1 愛の血液助け合い運動、はたちの献血キャンペーン等の各種広報啓発の実施
- 2 若年層献血者確保対策の強化
 - (1)高等学校に対する献血セミナーの開催や学校献血の実施等「学校における献血に触れ合う機会の受入れ」の要請
 - (2)県内9大学(10キャンパス)で組織する学生献血推進協議会の活動(研修会、街頭キャンペーン、学内献血)の支援
- 3 企業等における安定的な集団献血の確保
- 4 複数回献血協力者の確保
- 5 献血功労者の表彰
- 6 熊本県献血推進協議会の開催及び市町村献血推進協議会、熊本県学生献血推進協議会等の献血推進組織の育成及び活性化

在宅訪問薬局支援体制強化事業(単)

(事業開始年度：平成24年度)

実施主体	熊本県薬剤師会	負担割合	県1/2(地域医療介護総合確保基金(医療分))
令和3年度予算額	20,328千円	(根拠法令等) 熊本県保健医療計画 熊本県在宅療養対策支援事業補助金交付要領	
令和2年度予算額	14,305千円		

<目的>

薬剤師の参画により在宅患者への最適かつ効率的で安全・安心な薬物療法の提供を図る。

また、在宅訪問薬剤師支援センター及び在宅地域拠点薬局において、24時間対応で医療材料を供給できる体制の整備や、薬局における医療用麻薬の円滑な供給を行う体制の整備、在宅医療に従事する人材育成など、地域における在宅医療の基盤整備を図る。

<事業内容>

次の事業について、熊本県薬剤師会に補助することにより、在宅医療への参画を支援する。

- 1 在宅訪問薬剤師支援センター等の運営事業
- 2 拠点薬局の運営事業
- 3 医療材料等の供給システムの整備事業
- 4 情報発信事業
- 5 薬剤師再就業支援に関する事業
- 6 無菌調剤室整備事業

温泉保護対策等事業

(1) 温泉指導費(単)

(事業開始年度：昭和23年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	629千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	619千円	温泉法第3条、第11条、第15条、第32条、第35条	

<目的>

温泉の保護と適正利用という温泉法の目的に沿った温泉掘削等の許可手続きの実施、また許可施設への立入調査等を実施し、温泉の指導の徹底を図る。

<対象>

温泉掘削・増掘・動力装置の許可申請者、温泉採取事業者、温泉利用許可申請者、温泉施設経営者

<事業内容>

温泉法に基づき温泉資源の保護を図るため、温泉の掘削、増掘、動力装置の許可申請案件について現地調査を行い、環境審議会(温泉部会)に諮問する。また、同法に基づく濃度確認、採取許可申請や温泉利用許可申請、掘削工事等の着手届等の提出に伴い、現地調査、確認を行うとともに既許可施設の立入調査を実施し同法の指導の徹底を図る。

(2) 温泉保護対策事業(単)【豪雨】

(事業開始年度：平成3年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	356千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	557千円	温泉法第1条、第4条、第12条	

<目的>

県内の地域振興及び観光振興、県民の健康増進等に大きな役割を担ってきた温泉が、近年の温泉掘削の増加等により枯渇を生じるおそれが出てきており、その保護対策を講じるための調査やデータの収集など、温泉資源の保護と適正利用を図るための事業を実施する。

<対象>

源泉所有者、温泉利用者

<事業内容>

温泉資源の保護及び適正利用を図るための基礎資料の収集を行うため、次の取組みを実施する。

- 1 自記水位計を用いた主要温泉地8カ所の温泉水位の観測及び解析
- 2 主要温泉地の温度及び揚湯量の調査
- 3 温泉の保護と適正利用に関する調査・研究

(3) 令和2年7月豪雨関連の水位計設置等事業(単)【豪雨】

(事業開始年度：令和3年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	1,951千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	一千円	温泉法第1条、第4条、第12条	

<目的>

令和2年7月豪雨で被災した地域の温泉資源に、災害の影響等が無いかが調査を行う。

<対象>

源泉所有者、温泉利用者

<事業内容>

令和2年7月豪雨で被災した県内主要温泉地に、新たに投げ込み式水位計を設置し、温度や水位等の調査を行う。

⑨ 軽症者等の宿泊療養事業【コロナ】

(事業開始年度：令和3年度)

実施主体	県	負担割合	国 10 / 10
令和3年度予算額	576,406千円	(根拠法令等) 新型コロナウイルスの感染症等の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について 新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアルの送付について	
令和2年度予算額	566,873千円		

<目的>

新型コロナウイルス感染症の軽症者等を受け入れるための宿泊施設（旅館・ホテル等）を、県が借上げ、宿泊療養を実施することにより、新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の入院医療提供体制の確保を図る。

<事業内容>

軽症者等を受け入れるための宿泊施設（旅館・ホテル等）の借上げに係る経費

⑩ 医療物資供給支援事業【コロナ】

(事業開始年度：令和3年度)

実施主体	県	負担割合	国 10 / 10
令和3年度予算額	21,069千円	(根拠法令等) 新型コロナウイルス緊急包括支援交付金	
令和2年度予算額	一千円		

<目的>

新型コロナウイルス感染症や同様の感染症等の拡大により県内でクラスターが発生した施設に対して緊急的に個人防護具（サージカルマスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、ゴーグル、非滅菌手袋、防護具）や消毒液を供給すると共に継続的な備蓄を行うことにより、感染拡大を防止する。

<事業内容>

- 1 クラスター発生時等の緊急時に医療機関や社会福祉施設等に対し、個人防護具及び消毒液を供給する。
- 2 G-MIS（新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム）を活用し、医療物資が不足する医療機関に対して個人防護具を供給する。
- 3 熊本県の備蓄方針に沿って、個人防護具及び消毒液を継続して備蓄する